
栗東市 ひとが輝くパートナープラン

《栗東市男女共同参画プラン 第6版》

令和3（2021）年3月
栗東市

市民憲章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに、喜びと誇りをもつてこの憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い進んでこれを守ります。

- 一．自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一．教養をたかめ、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 一．若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 一．心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 一．隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

昭和 52（1977）年 1月 1日制定、平成 13（2001）年 10月 1日市政施行に伴い改正

栗東市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、
互いに認めあい、支えあい、自分らしく、
いきいきと生きることができる栗東市民のために、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一．性別による役割分担意識や制度、慣習にとらわれないまちをつくります。
- 一．家庭、地域、学校、職場等で、ともに参画し、責任を分かちあうまちをつくります。
- 一．男女平等の理念に基づいて、子どもを育てるまちをつくります。
- 一．国際社会の一員として、ともに地球環境を守るまちをつくります。

平成 14（2002）年 3月 22 日制定

はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は、人々の生活に大きな変化をもたらしました。

このコロナ禍においては、子どもの虐待やドメスティック・バイオレンス、就業者数の減少や自殺者数の増加など、国内外において多くの問題が露呈しました。特に女性への影響については、社会的・政治的・経済的システムにおいて、その脆弱性が明らかになり、改めて男女平等の実現が課題として浮き彫りになりました。

本市では、平成14（2002）年に「栗東市男女共同参画都市宣言」を県内2番目に宣言するなど、早くから市民とともに様々な取組みを展開してまいりました。その結果、少しづつではありますが、身近な生活の場面で変化が現れています。

今回、前計画「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン 第5版」を改定するにあたり、市民の皆さま、市内事業所の皆さまにアンケートを行い、現状把握とこれから施策の方向性を検証いたしました。多方面からの意見を集約し、男女共同参画が私たちの生活にますます浸透して性別等にかかわらず誰もが生きやすい社会を目指す礎（いしづえ）として、「だれもが自分らしく生きることができる 公正で多様性に富んだ社会」を基本理念に掲げた「栗東市 ひとが輝くパートナープラン＜栗東市男女共同参画プラン 第6版＞」を、新たに策定いたしました。

地域・家庭からの行動と意識の変化をさらに育むことを目標に、性別にかかわらず人権が等しく尊重され、自らの意思によってあらゆる分野においていきいきと活躍でき、お互いが支えあいながら喜びも責任も分かち合える社会の実現のため、市全体で取り組んでまいります。皆さま方の一層のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、専門的見地や様々な観点から熱心なご議論をいただいた「栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会」の委員の皆さまや、アンケートやパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見やご提案をいただいた市民や事業者、関連団体の皆さんに、心からお礼申しあげます。

令和3（2021）年3月

栗東市長 野村昌弘



目 次

第1章 プラン策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置付けと期間	2
3 プラン策定の経緯	2
4 男女共同参画をめぐる状況	3
5 栗東市における男女共同参画の現状と課題	9
第2章 基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 基本理念達成に向けた計画のあり方	38
3 全体を通じた重要な視点	39
4 基本理念達成に向けた基本目標と基本施策	40
5 施策体系	44
第3章 プランの内容	45
基本目標1 人権の尊重と意識の醸成	45
基本目標2 多様な暮らし方・働き方の実現	49
基本目標3 参画と協働による地域づくり	56
基本目標4 安全安心な暮らしの実現	59
基本目標5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	63
第4章 関連指標	66
1 成果指標	66
2 成果指標に大きく起因する取組み指標	68
第5章 推進体制	69
1 庁内推進体制の充実	69
2 市民・地域等との連携	69
3 国・滋賀県等、関係機関との連携	69
資料編	70
1 本プラン策定の経緯	70
2 栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会設置規則	71
3 栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会 委員名簿	72
4 栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会設置規程	73
5 男女共同参画社会基本法	75
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	78
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	85
8 用語解説	92
9 S D G s（持続可能な開発目標）について	96

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成7（1995）年に「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」を策定し、これまで、社会情勢等の変化に対応しつつ改定を行い、平成28（2016）年3月には第5版を策定しました。また、平成14（2002）年には、県内で2番目に「栗東市男女共同参画都市」を宣言するなど、市民とともに様々な取組みを展開してきました。

しかしながら、令和元（2019）年のアンケート調査では、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が、女性では「同感しない」が6割近いものの、男性では「同感する」「同感しない」が拮抗しています。また、家事・育児・介護等の家庭責任が女性に偏っているなど、固定的な性別役割分担意識の根深さが改めて浮き彫りになっています。さらには、配偶者等からの暴力をはじめ、ジェンダーに起因するあらゆる暴力の根絶が、重要な課題となっています。

また、女性の労働力率のM字カーブ※の谷底が、全国や滋賀県の平均値より低いという状況が続いています。現在、本市は人口増加傾向にあるものの、今後、急速に進展すると考えられる少子高齢化や人口減少社会に備え、持続可能な社会を形成するために、最大の潜在力である女性の力が十分に発揮されることが必要です。そのためには、誰もがライフスタイルやライフステージに応じた多様な暮らし方や働き方ができ、安心して家庭と仕事を両立できる環境づくりが急務です。おりしも、地方創生の取組みに焦点を当てた「第2期栗東市総合戦略」においても、ワーク・ライフ・バランスの実現をはじめとする様々な施策によって、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることを目標のひとつとしています。

さらに、持続可能な地域社会づくりに向けては、女性をはじめ多様な視点を取り入れ、ともに参画し協働する地域づくりが必要不可欠です。特に防災分野では、平時からの福祉や教育、まちづくり等の分野と不可分であり、地域活動における女性の参画拡大は、防災に多様性をもたらし「誰も取り残さない防災」につながるものです。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、様々な面において特に女性への影響が深刻である様相が確認されています。

こうした課題への対応も含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを一層加速させるため、このたび「栗東市 ひとが輝くパートナープラン（栗東市男女共同参画プラン 第6版）」（以下、「本プラン」という。）を策定しました。性別やジェンダーにかかわりなく誰もが多様な選択を可能にし、個性と能力が十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ男女共同参画社会を実現するため、あらゆる分野において男女共同参画の視点を反映し、総合的・計画的に本プランを推進していきます。

※M字カーブ：女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を折れ線グラフにしたとき、結婚・出産・子育て期にあたる年代にグラフの線（値）が低くなり、育児が落ち着いた時期に再び高くなってアルファベットの「M」の字に近くなることからこう呼ばれる。就労する子育て世代の女性が増えると、M字カーブの谷底（労働力率が低くなった部分）は浅くなる。

2 プランの位置付けと期間

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定められた市町村推進計画、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める市町村基本計画です。

策定にあたっては、本市の最上位計画である「第六次栗東市総合計画」をはじめ、「栗東市人権擁護計画」や「第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する諸計画との整合を図りました。

本プランの計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。ただし社会情勢の変化や本プランの進捗状況の評価・検証等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

「栗東市 ひとが輝くパートナープラン」の計画期間

(年度)

平成 28	平成 29	平成 30	平成 31 令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
第5版									
				策定					
					第6版				

3 プラン策定の経緯

本プランの策定にあたっては、5期にわたる取組みを検証するため「栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」（令和元(2019)年度実施）や関係事業所に対するアンケート調査（令和元(2019)年度実施）を行い、パブリックコメントの実施などにより、広く市民の意見やニーズを把握しました。

また、府内各課において前プランの評価・検証を行い、課題を明らかにした上で、社会情勢の変化などに対応するため施策の見直しを行いました。

これらを踏まえ、有識者や関連団体代表、公募市民らで構成される栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会において数次にわたり審議を重ね、本プランを策定しました。

4 男女共同参画をめぐる状況

(1) 国際的な動向

国際連合（国連）は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、その後の 10 年間を「国際婦人の 10 年」として、女性の地位向上を目指す取組みを展開しました。

昭和 54（1979）年の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

平成 7（1995）年に北京で開催された第4回世界女性会議では、女性の権利の実現や男女平等の推進を目指す「北京宣言」及び平成 12（2000）年までに世界各国が取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択され、平成 12（2000）年に開催された国連特別総会の「女性 2000 年会議」で、この「行動綱領」の実施状況を評価・検証し、完全実施に向けてさらなる行動を実施することが約束されました。

そして、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから 20 年目にあたる平成 27（2015）年には、「北京+20」として、第 59 回国連婦人の地位委員会において、これまでの取組み状況に関する評価・検証を行ったほか、広報・啓発等の活動を行っています。

また、平成 27（2015）年の 9 月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（課題）」が採択され、この中で平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標として、SDGs（エス・ディー・ジーズ）が示されました。

SDGs は、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、そのすべての目標において、「ジェンダー平等の実現とジェンダー視点の主流化※が必要である」という実施原則が掲げられています。なお、個別の目標においても「ジェンダー平等を実現しよう」という目標が 5 番目に設定されているほか、貧困、健康・福祉、教育、働きがいなど、男女共同参画に関連する目標やターゲットが多く含まれています。

また、令和 2（2020）年 4 月、国連は新型コロナウイルス感染症の女性への影響について、社会的・政治的・経済的システムにおける女性・女児の脆弱性を浮き彫りにし、既存のジェンダー不平等を強める結果になると指摘しました。女性・女児の経済、健康、無償ケア労働、ジェンダーに基づく暴力、人権等に対する影響の 5 分野について、各国政府がとるべき対応策などの提言がなされました。

※ジェンダー視点の主流化：すべての開発政策、施策、及び事業の計画、実施、モニタリング、評価の各段階で、ジェンダー視点に立った開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスのことであり、ジェンダー平等を達成するために必要な手段であると認識されている。

(2) 国の動向

国ではこれまで、国際的な動きに連動する形で「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法整備が進められ、平成 11（1999）年には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の国の最重要課題と位置付け、基本理念や国、地方公共団体及び国民それぞれの責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

「男女共同参画社会基本法」の 5つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

平成 12（2000）年には、同基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。同計画は平成 17（2005）年、平成 22（2010）年の改定を経て、平成 27（2015）年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。この中で、「男性中心型労働慣行等の変革」や、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「困難な状況に置かれている女性のきめ細かな支援」「男女共同参画の視点からの防災・復興対策等」「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」「国際的な規範・基準の尊重」「地域における推進体制の強化」などが、改めて強調されています。

さらに、平成 25（2013）年には、女性活躍を経済の「成長戦略」の中核をなすものと位置付け、経済団体へ女性の登用促進や M 字カーブ解消に向けた整備を要請しました。平成 27（2015）年には「女性活躍推進法」が成立・一部施行され、国や地方公共団体及び民間事業主に、女性活躍推進を積極的に進めるための行動計画の策定が義務付けられました。同法は令和元（2019）年に改正され、年次的に数値目標の強化や義務対象を拡大（従業員 301 人以上から、令和 4 年度以降は 101 人以上に）することが定められています。

パートナー関係にある人に対する（人からの）暴力問題（DV[※]）については、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成 13（2001）年に「DV 防止法」が施行されました。同法は平成 25（2013）年に改正され、配偶者だけでなく生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法律の適用対象となりました。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：「DV 防止法」では配偶者や生活の本拠をともにする交際相手からの暴力とされているが、一般には恋人など親密な関係にあるパートナー間での暴力を含めることもある。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力なども含まれる。

また、日本が本格的な少子高齢化の時代を迎えたことから、国では少子化対策を総合的に進めるため平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定、さらに平成 24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、これに基づき平成 27（2015）年から、子ども・子育てに関する新たな支援制度が施行されました。令和元（2019）年5月には「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育が無償化されるなど、働きながら出産・子育てがしやすい環境の整備が推進されています。

政治分野においては、平成 30（2018）年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。国や地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則としています。

また、労働面の改革として、平成 31（2019）年4月に「働き方改革関連法」が施行されました。この法律では、個々の事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しており、結果としてワーク・ライフ・バランスの実現を目指す施策が講じられています。

(3) 滋賀県の動向

県では、「男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野にともに参画し、その持てる個性や能力を十分に発揮しながら、ゆとりと充実感を共有し、互いに生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に寄与すること」を目的として、平成13(2001)年12月に「滋賀県男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく基本的な計画「滋賀県男女共同参画計画」により、様々な取組みを進めてきました。

そのような中、人口減少や高齢化、価値観の多様化など、目まぐるしく変化していく社会において、将来に夢や希望を抱くという「前向きな危機感」を持って、県民一人ひとりが考え、行動することが求められるとの考え方のもと、男女共同参画社会の形成に向けての施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成28(2016)年3月に「パートナーしがプラン2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」を策定し、「女性活躍による地域の活性化」「男性にとっての男女共同参画」を重視すべき視点として、男女共同参画社会づくりに向けた仕組みづくり、風土づくりを加速し、あらゆる場面で男女共同参画を実感できる滋賀の実現に向け、総合的、計画的に取組みを推進しています。

令和3(2021)年3月現在、この計画を改定し、新たな計画の策定に向け、審議が行われているところです。

元号	西暦	内 容
平成 10	1998	「パートナーしが2010」策定
平成 13	2001	「滋賀県男女共同参画推進条例」制定
平成 15	2003	「パートナーしが2010 プラン（改訂版）」策定
平成 20	2008	「パートナーしが2010 プラン～第2次改訂版～」策定
平成 23	2011	「新パートナーしがプラン」策定
平成 28	2016	「パートナーしがプラン2020」策定
令和3	2021	次期男女共同参画計画・女性活躍推進計画策定（予定）

また、DV被害者が早期に相談できるよう相談窓口の周知と、DVを発見しやすい医療関係者からの通報の円滑化のために滋賀県医師会等に協力を求めるとともに、DV相談員のスキルアップを図り、誰もが安心できる相談環境づくりを推進しています。

あわせて、SDGsを意識した、誰一人取り残さない持続可能な社会の構築について、取組みを進めています。

(4) 栗東市の動向

■女性政策の開始

本市では、栗東町時代の昭和 54（1979）年に教育委員会社会教育課に青少年婦人対策担当を設置しました。昭和 61（1986）年には「栗東町婦人対策の方向」を策定し、女性政策を開始しました。

■全庁的な取組みへの展開

平成 5（1993）年には、女性行政の総合的な調整機能をより強化するため、総務部生涯学習課に女性対策係を設置し、さらに府内職員による女性政策推進委員会を設置して男女共同参画に関する全庁的な取組みを展開しました。

■「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」の策定

また、昭和 59（1984）年に設置された栗東町婦人問題協議会（現：栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会）からの提言や、平成 3（1991）年に実施した「婦人問題に関する町民意識調査」の結果を踏まえ、平成 7（1995）年に「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の男女共同参画プラン」を策定し、教育・福祉・労働・まちづくり等のあらゆる分野での男女共同参画の取組みを推進してきました。

■「男女共同参画都市」の宣言

さらに、市制施行後の平成 14（2002）年には、滋賀県下で 2 番目となる「男女共同参画都市」を宣言し、誰もが互いに大切な存在であることに気づき、人と個性を尊重し、認め合い、支えあい、自分らしく人間らしく幸せに生きることができる活力ある男女共同参画都市の実現を目指しています。

■総合行政としての取組み

平成 15（2003）年には、府内職員による栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会を設置し、総合行政として男女共同参画を推進する体制を整えました。

また、平成 13（2001）年に施行された「DV防止法」や、平成 28（2016）年に施行された「女性活躍推進法」に関連する項目を本プランの課題として掲げるなど、他の計画と連動しながら、総合行政として取組みを進めています。

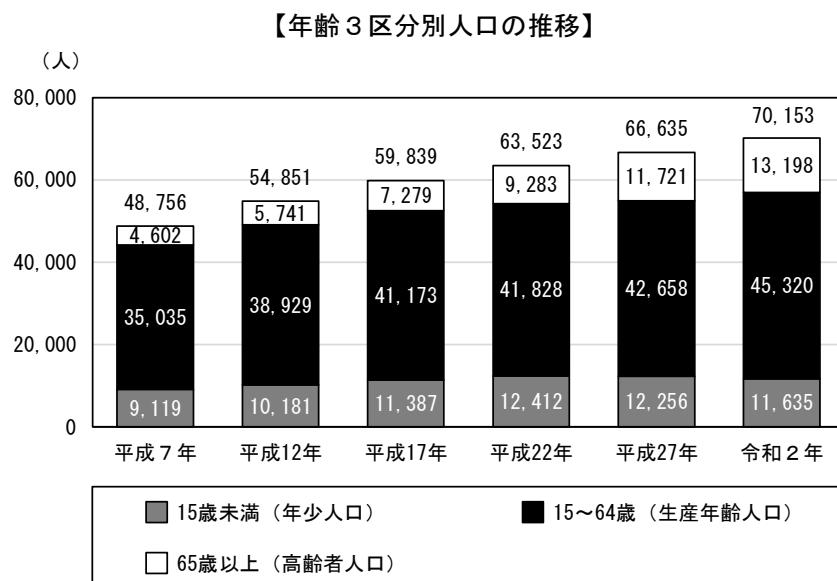
元号	西暦	内 容
昭和 54	1979	青少年婦人対策担当を設置
昭和 59	1984	栗東町婦人問題協議会（現：栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会）設置
昭和 61	1986	「栗東町婦人対策の方向」を策定
平成 5	1993	総務部生涯学習課に女性対策係を設置 庁内職員による女性政策推進委員会を設置
平成 7	1995	「まちづくり女(ひと)と男(ひと)の共同参画プラン」策定
平成 13	2001	「まちづくり女(ひと)と男(ひと)の共同参画プラン（第2版）」策定
平成 14	2002	「男女共同参画都市宣言」
平成 15	2003	庁内職員による栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会を設置
平成 18	2006	「まちづくり女(ひと)と男(ひと)の共同参画プラン（第3版）」策定
平成 23	2011	「まちづくり女(ひと)と男(ひと)の共同参画プラン（第4版）」策定
平成 28	2016	「まちづくり女(ひと)と男(ひと)の共同参画プラン（第5版）」策定
令和 3	2021	「栗東市 ひとが輝くパートナープラン（男女共同参画プラン 第6版）」策定

5 栗東市における男女共同参画の現状と課題

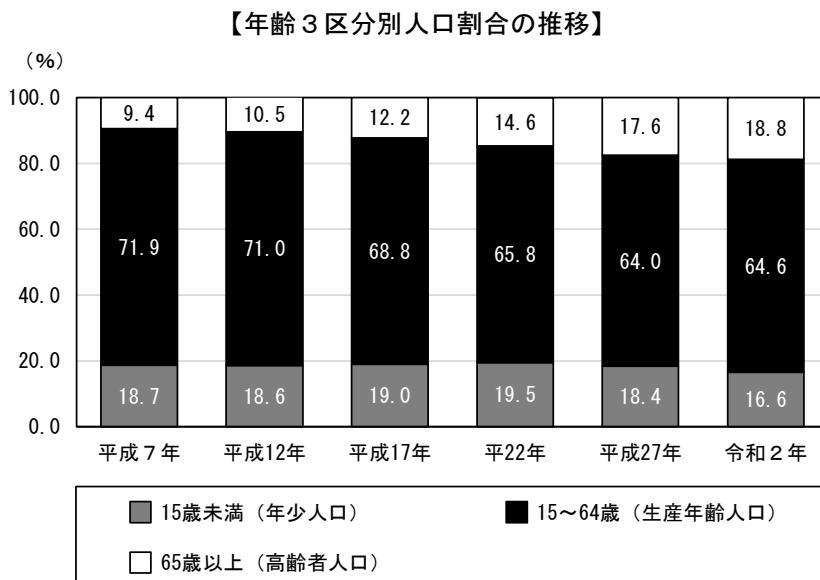
(1) 統計からみる現状

①人口

本市の総人口は、令和2（2020）年3月1日時点で70,153人となっています。総人口は年々増加しており、中でも年齢3区分別の人口割合では65歳以上が年々多くなっています。その半面、15歳未満の割合は平成22（2010）年をピークに、それ以降、減少が続いている。



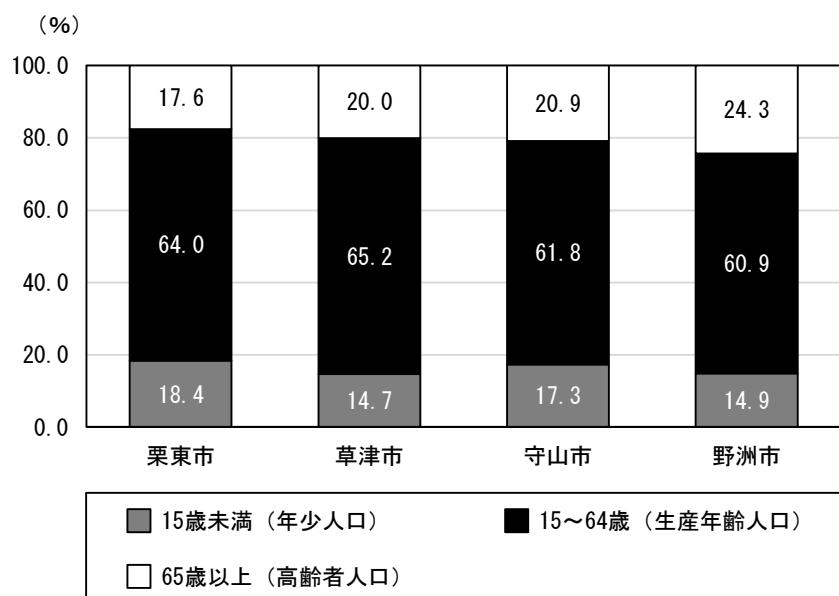
資料：国勢調査（年齢不詳を除く）
令和2年は住民基本台帳（令和2年3月1日時点）



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）
令和2年は住民基本台帳（令和2年3月1日時点）

近隣市との比較では、草津市、守山市、野洲市のいずれよりも 65 歳以上の割合が少なく、15 歳未満の割合は多くなっています。また、15 歳未満と 15~64 歳の割合の合計も、他市より多くなっています。

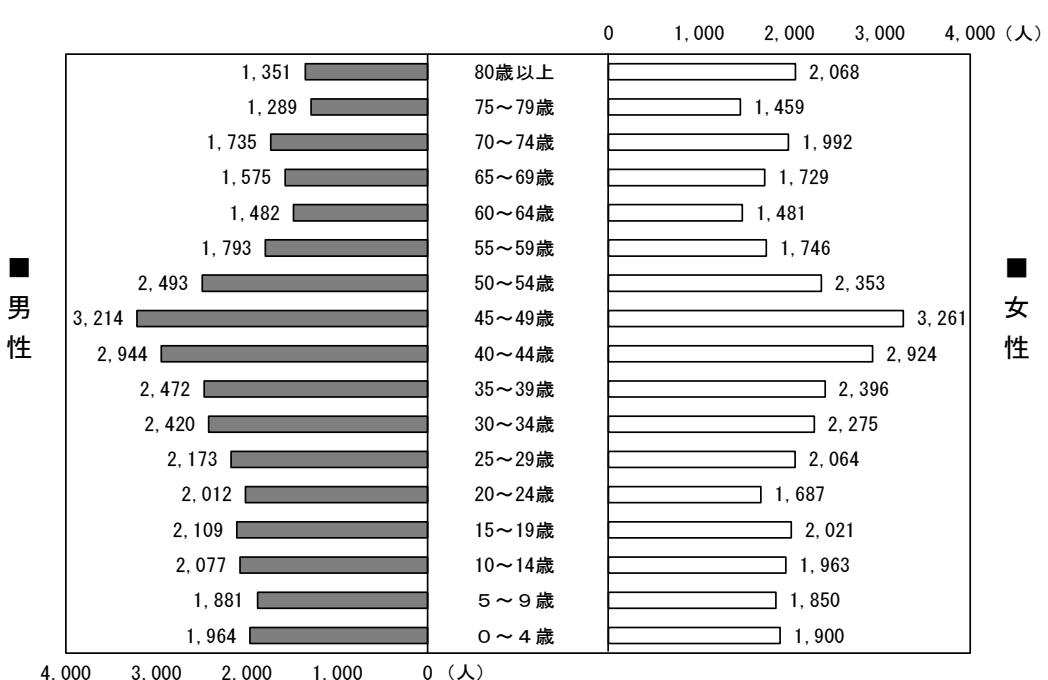
【年齢3区分別人口割合（近隣市との比較）】



資料：平成 27 年国勢調査（年齢不詳を除く）

人口ピラミッドをみると、30 歳代～50 歳代前半の人口が多くなっています。80 歳以上では、男性より女性が顕著に多くなっています。

【人口ピラミッド】

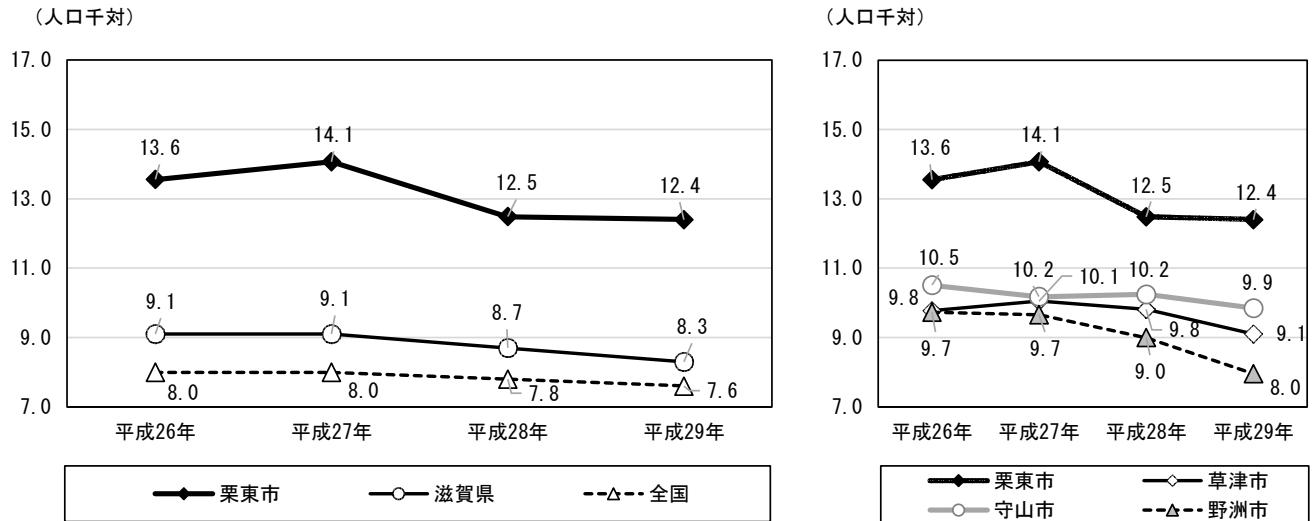


資料：住民基本台帳（令和 2 年 3 月 1 日時点）

②出生率

本市の出生率（人口千人あたりの出生数）は、増減を繰り返しながら推移してきましたが、平成 27 (2015) 年をピークに、それ以降は減少傾向となっています。ただし全国や滋賀県、近隣各市との比較では、高い水準で推移しています。

【出生率の推移】

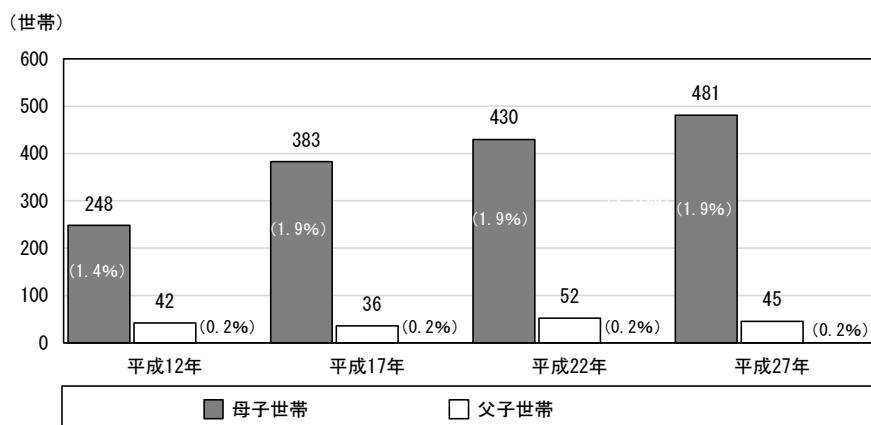


資料：人口動態調査（全国、県）、住民基本台帳（各市）

③ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯は、世帯数の増加とともに特に母子家庭の数が増加を続けています。一般世帯に対する割合は平成 17 (2005) 年以降、1.9%で横ばいとなっています。父子家庭は一般世帯に対する割合が平成 12 (2000) 年以降、毎年 0.2%で推移しています。

【ひとり親世帯の状況（カッコ内の%は一般世帯に対する割合）】

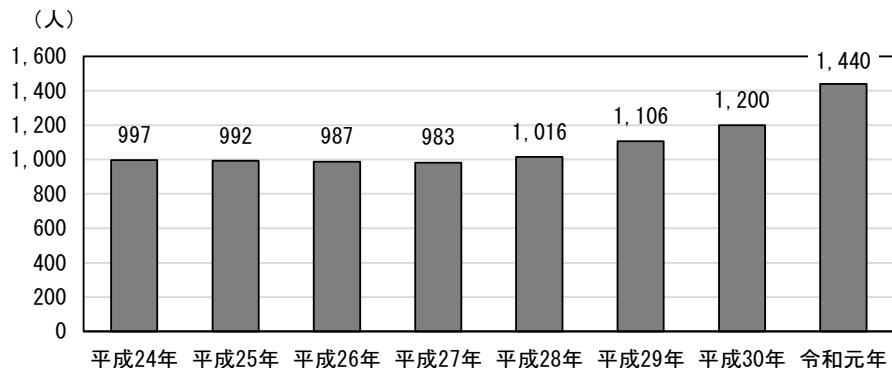


資料：国勢調査

④外国人住民の状況

本市に居住する(住民票がある)外国人の数は、平成27(2015)年までは、ほぼ1,000人弱で推移していましたが、平成28(2016)年に1,000人を超えて、それ以降、増加傾向がみられます。

【栗東市の外国人住民数の推移】



資料：滋賀県総合企画部国際課提供数値により算出（各年12月31日時点）

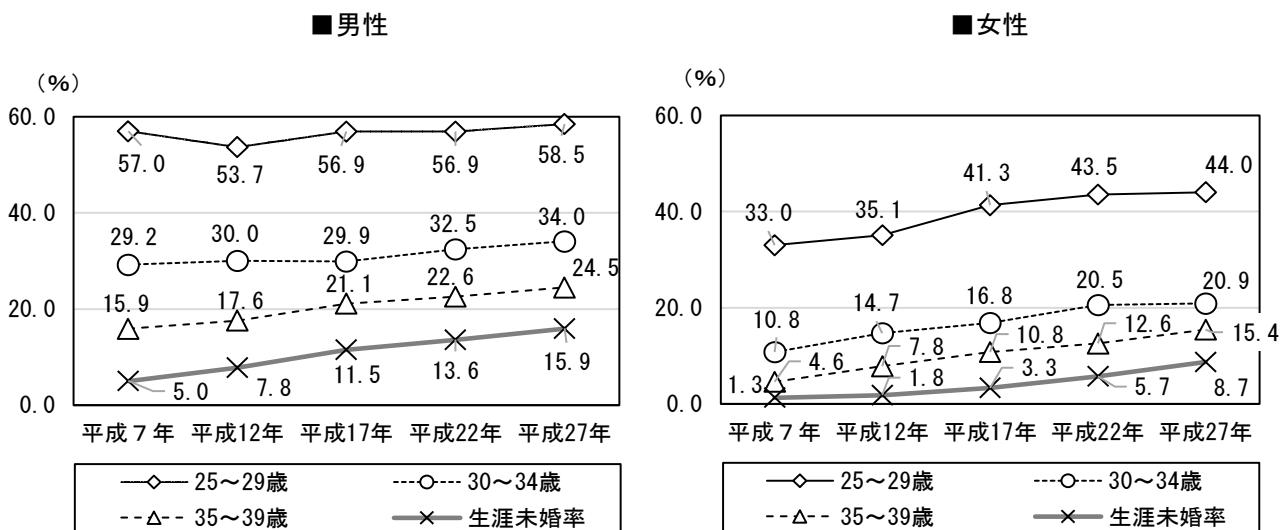
⑤未婚率の推移

本市の未婚率の推移をみると、男女とも25～29歳、30～34歳、35～39歳の各年齢層で全体としては増加傾向にあります。男性では25～29歳で半数を上回って推移しており、平成27(2015)年は58.5%と、6割に迫っています。

女性では25～29歳で、平成27(2015)年は平成7(1995)年と比較して11.0ポイント増の44.0%と、男性ほどではないものの高い水準となっています。

生涯未婚率(45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値)も男女ともに年々増加傾向にあり、特に男性は平成17(2005)年以降、1割を超える水準で推移しています。

【未婚率の推移】



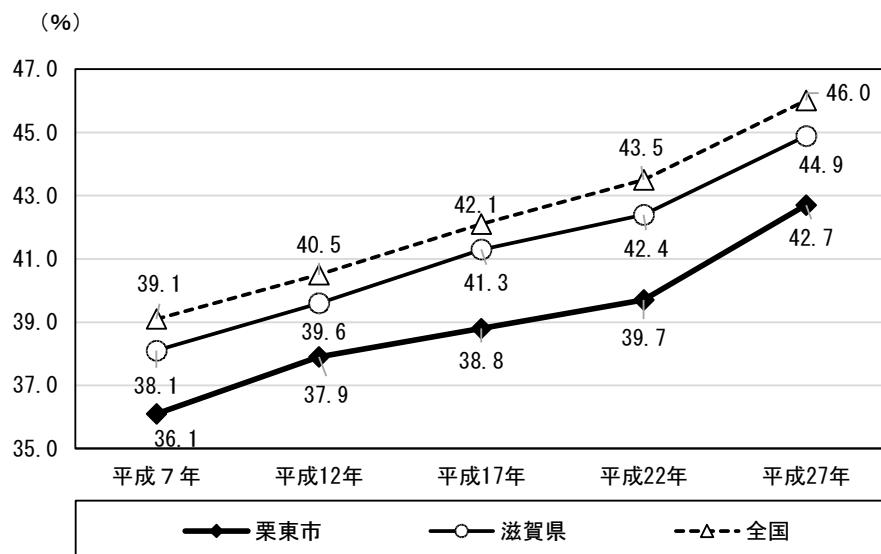
資料：国勢調査

⑥女性の雇用・就労の状況

本市の雇用者※全体に占める女性の割合は年々増加傾向にあり、平成27（2015）年は平成7（1995）年と比較して、6.6ポイント増の42.7%となっていますが、全国や滋賀県よりは低い水準となっています。

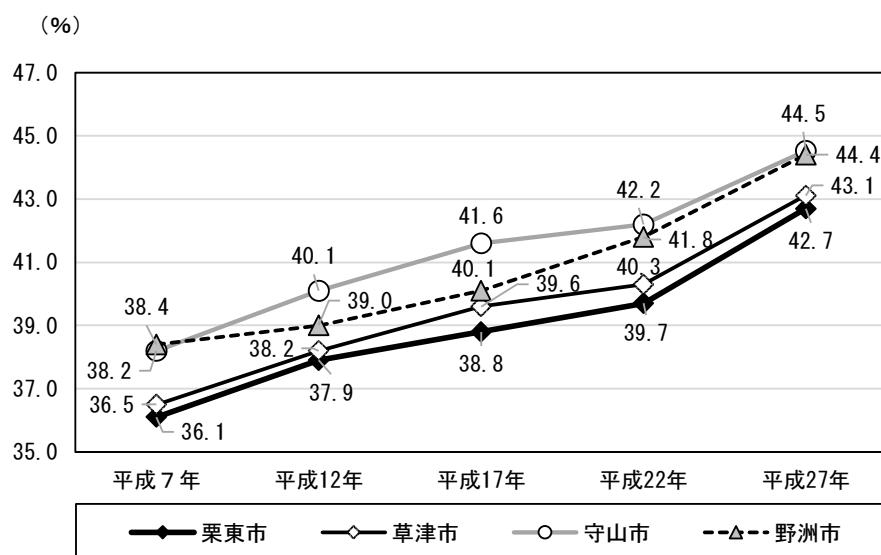
近隣市との比較では、平成7（1995）年以降、各市よりも低い水準で推移しています。

【女性雇用者割合の推移】



資料：国勢調査

【女性雇用者割合の推移（近隣市との比較）】



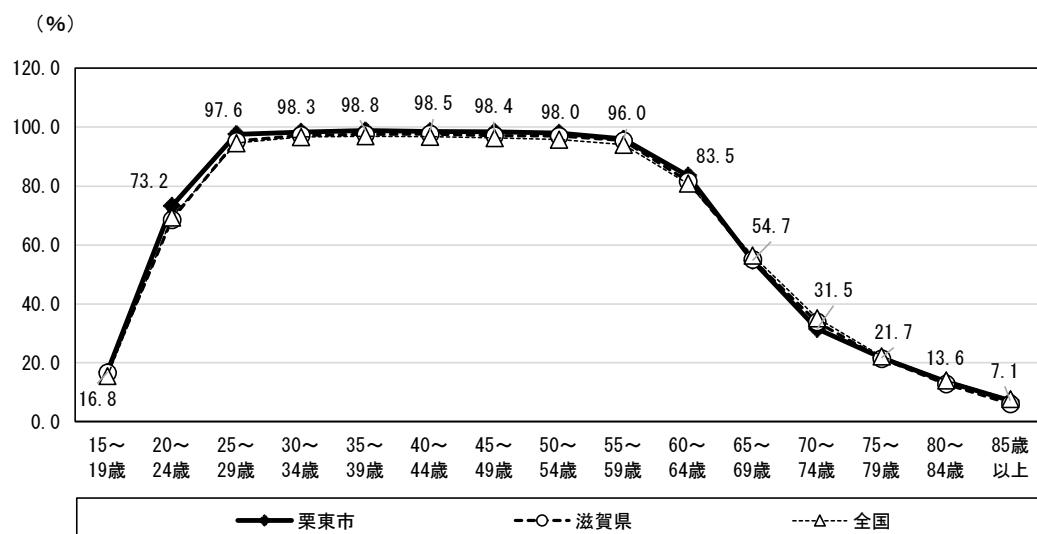
資料：国勢調査

※雇用者：会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人のこと。（ここでは「役員」を含む）

⑦労働力率の状況

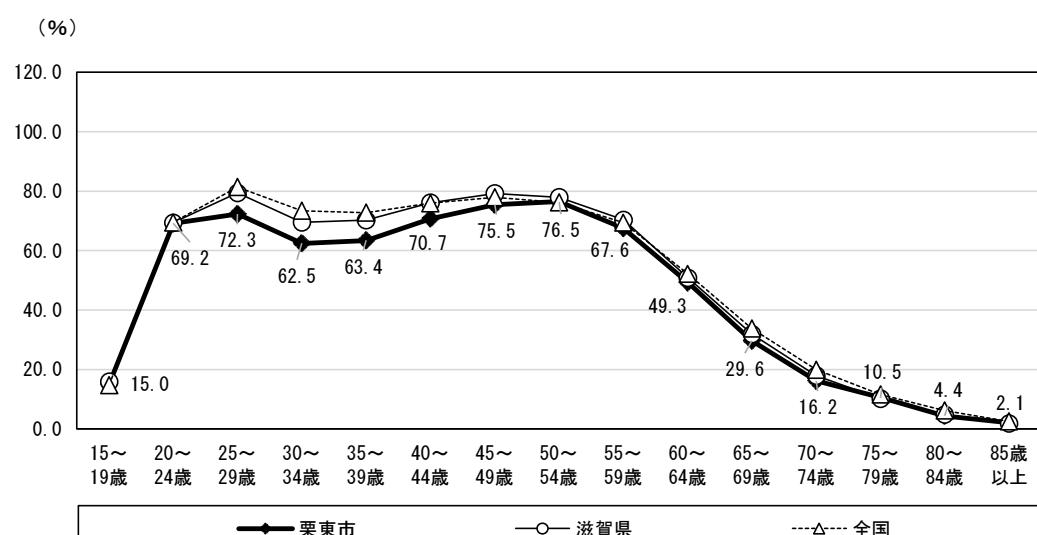
本市の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口(就業者と完全失業者を合わせた数)の割合）は、男性ではほぼ全国や滋賀県と同様の傾向となっていますが、女性では25～49歳にかけて全国や滋賀県より低くなっています。グラフが描くいわゆるM字カーブの谷が深くなっています。

【労働力率の状況（平成27年） 男性】



資料：国勢調査

【労働力率の状況（平成27年） 女性】

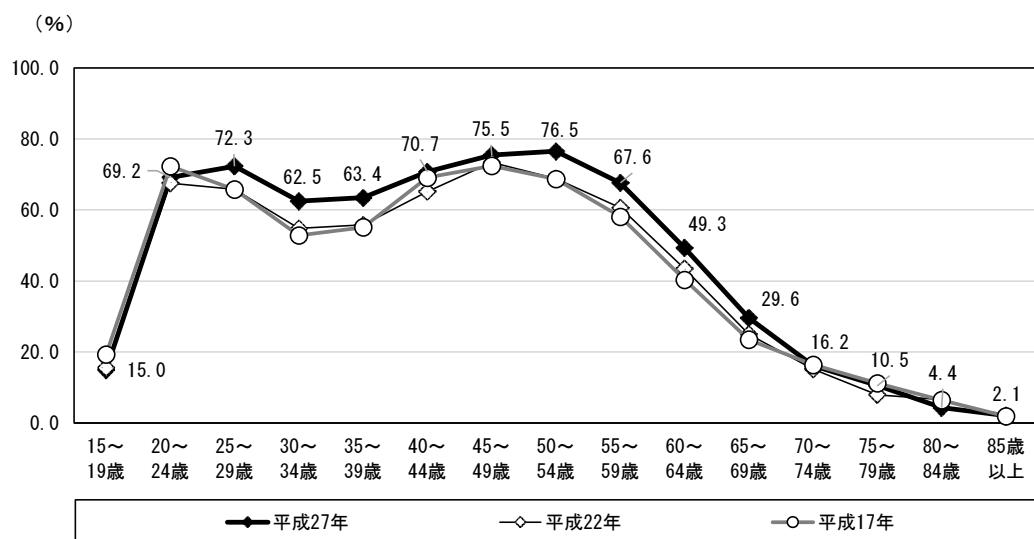


資料：国勢調査

女性の労働力率の推移をみると、30～34歳で最も深くなっているグラフのM字カーブの底が、年々浅くなってきており、女性の社会進出が進展している様子がうかがえます。

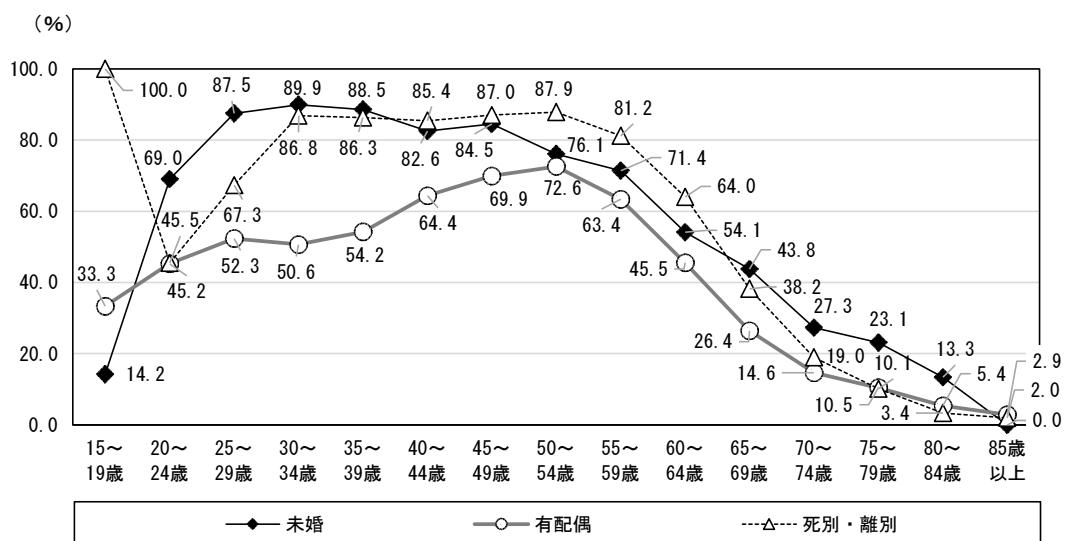
また、有配偶者と比較して未婚の女性と死別・離婚した女性で、M字カーブの底がほぼない状況となっています。

【女性の労働力率の推移】



資料：国勢調査

【女性の労働力率 婚姻状況別（平成 27 年）】



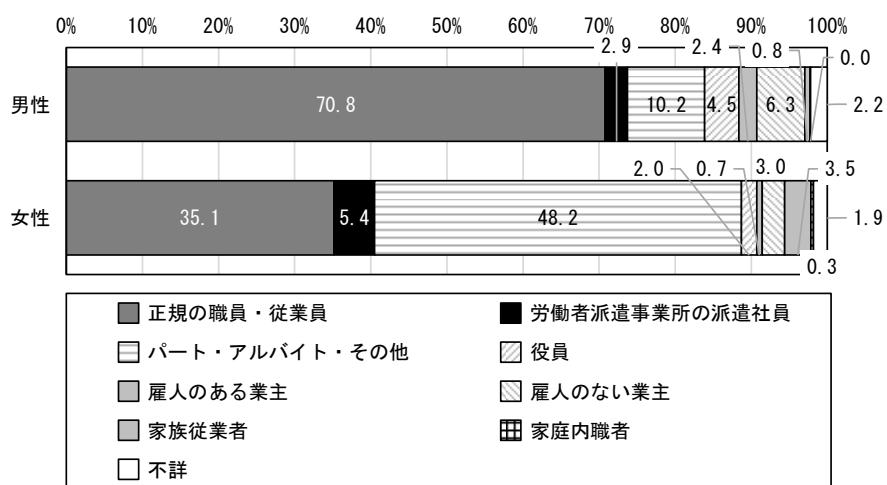
資料：国勢調査

⑧雇用者における従業上の地位

本市の雇用者における従業上の地位をみると、男性では「正規の職員・従業員」が70.8%と半数を大きく超えているのに対し、女性では35.1%となっています。

「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」を合わせた割合は、男性が13.1%に対し、女性では53.6%と半数を超えていいます。

【雇用者における従業上の地位 平成27年】



資料：国勢調査

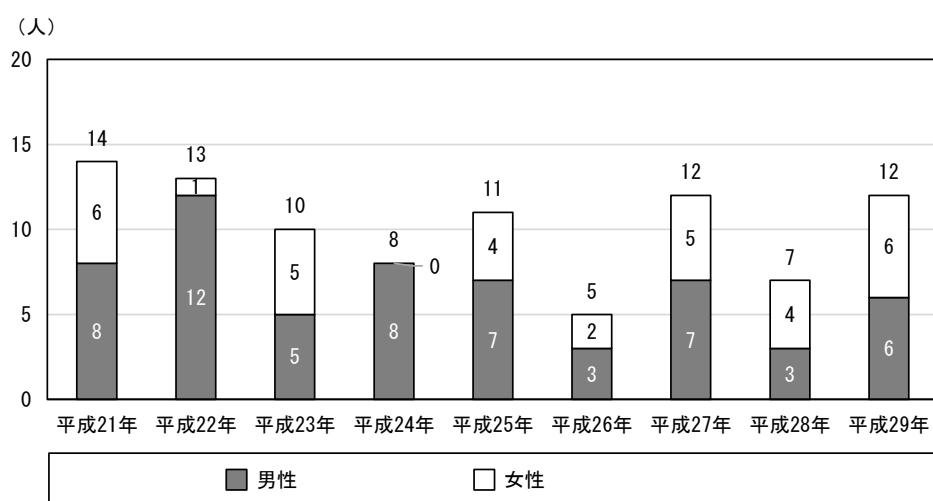
⑨自殺者の状況

本市の自殺者数の推移をみると、各年増減はあるものの、10人台の年が多くなっています。女性より男性の自殺者が多い年が目立ちます。

男女別・年代別の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）をみると、男性では全国より低い水準となっていますが、40歳代、50歳代で自殺者が多くなっています。

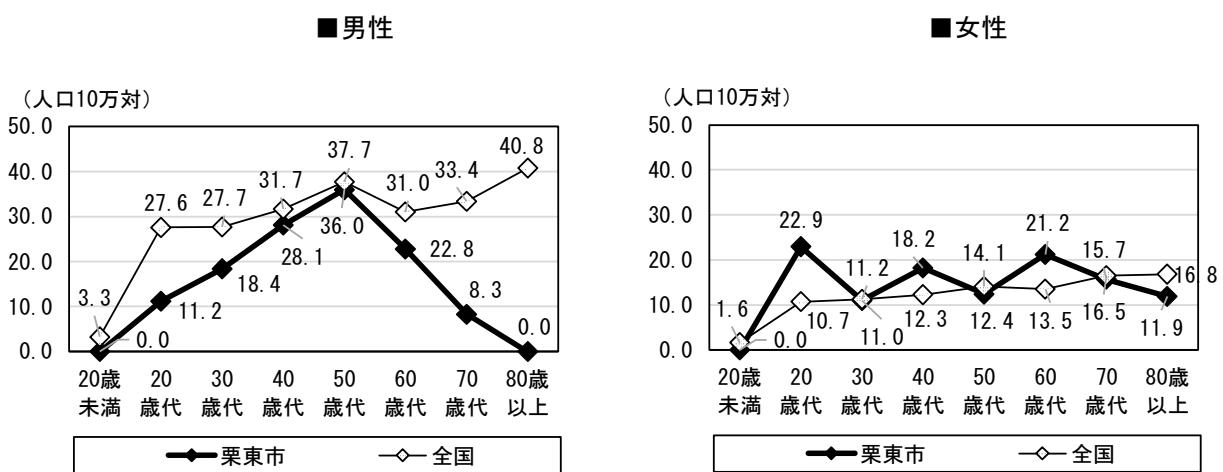
女性では年齢層による違いが大きくなっていますが、20歳代、40歳代、60歳代で全国を上回っています。

【男女別自殺者数の推移】



資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

【年代別の自殺死亡率（平成25～29年）】



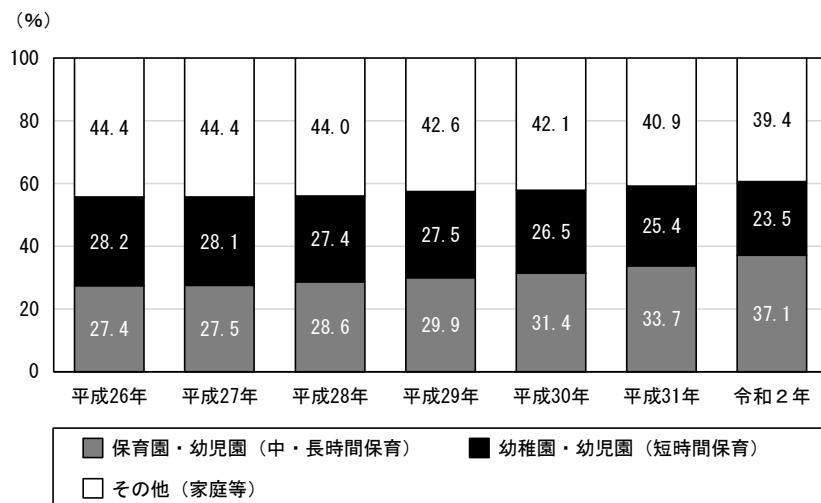
資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

⑩保育園・幼稚園等の状況

本市の未就学児の就園状況を見ると、保育園・幼稚園（中・長時間保育）が年々増加しており、令和2（2020）年は平成26（2014）年より9.7ポイント増の37.1%となっております。

一方、幼稚園・幼稚園（短時間保育）とその他（家庭等）で保育する児童の割合は減少傾向となっています。

【保育園・幼稚園・幼稚園（短・中・長時間保育）利用児童割合の推移】

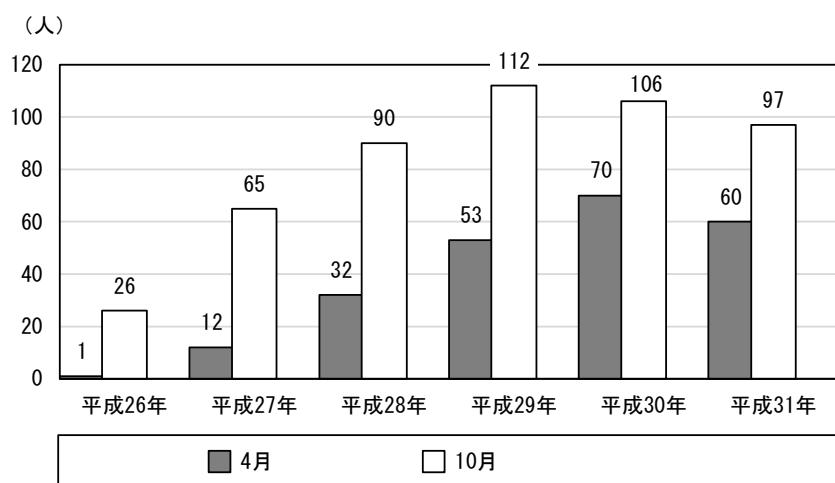


資料：幼児課・自治振興課提供数値により算出（各年5月1日時点）

保育園・幼稚園（中・長時間保育）における待機児童の数は、平成26（2014）年以降、毎年増加を続けていましたが、4月時点では平成30（2018）年、10月時点では平成29（2017）年をピークに減少に転じています。しかし、平成31（2019）年は4月時点、10月時点とも、平成26（2014）年と比較して大幅に増加しています。

また、年度中に新たなニーズが発生し、待機児童数が増加する傾向が続いています。

【栗東市の待機児童数の推移】

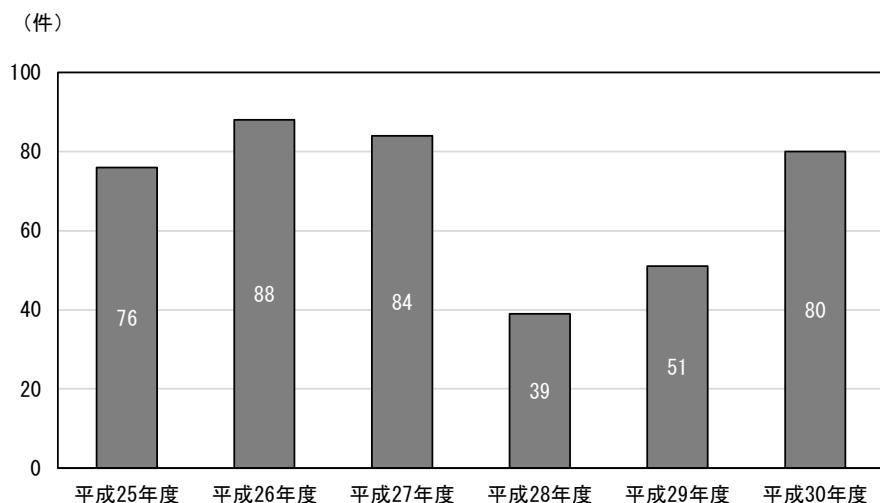


資料：滋賀県保育所等入所待機児童

⑪ ドメスティック・バイオレンス（DV）の状況

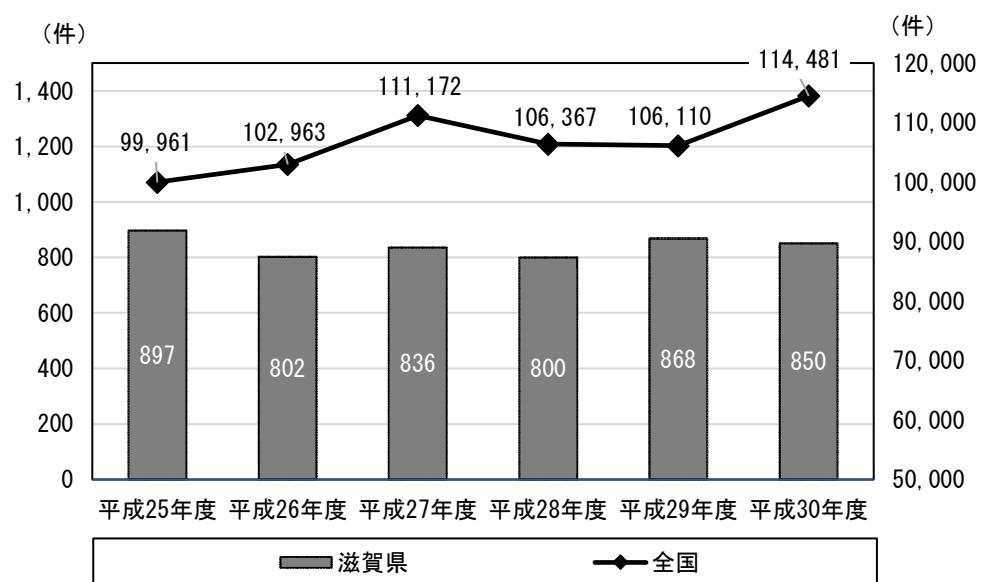
本市のドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数の推移をみると、平成26（2014）年度をピークに減少傾向となっていますが、平成30（2018）年度は平成25（2013）年度と比較して4件増の80件となっています。

【DV相談件数の推移】



資料：子育て応援課提供数値により算出

【DV相談件数の推移（全国・県）】



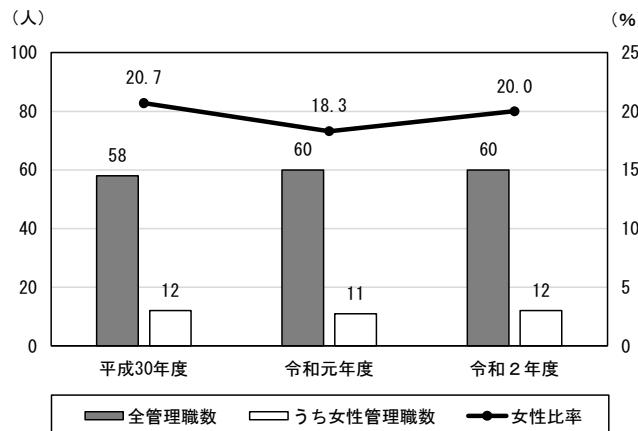
資料：配偶者暴力相談センターへの相談件数

⑫市における女性登用の状況

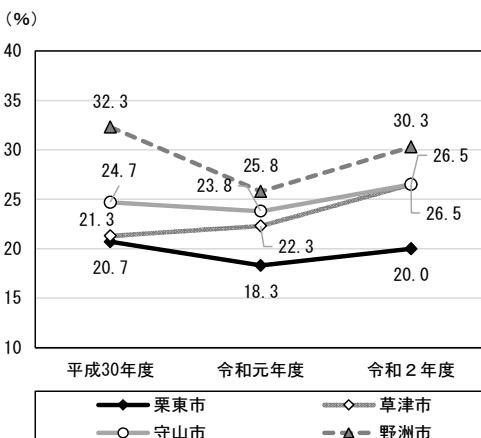
市役所における女性管理職の比率は、おおむね2割前後で推移しています。

近隣市との比較では、平成30(2018)年以降、各市よりも低い水準で推移しています。

【女性管理職比率の推移】



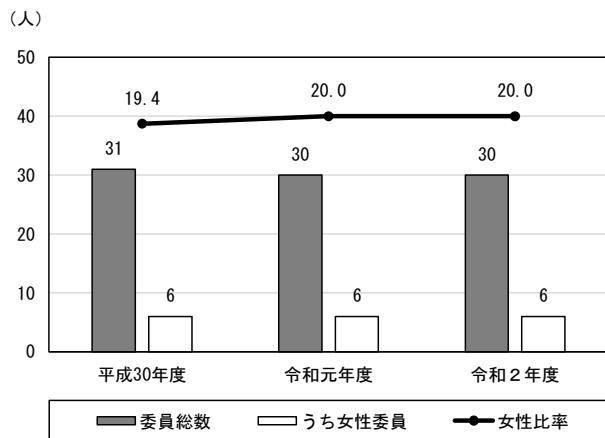
【近隣市との比較】



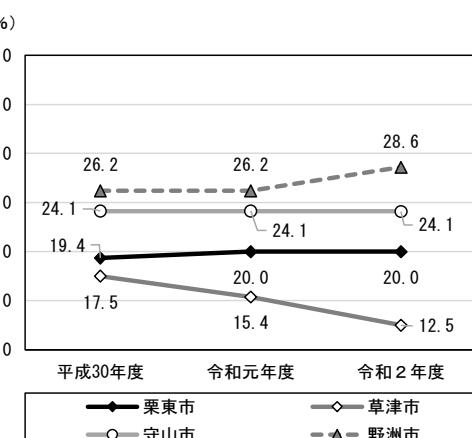
資料：滋賀県「市町における男女共同参画推進状況」

また、市の行政委員会における女性委員の比率は、おおむね2割程度で推移しています。近隣市との比較では、平成30(2018)年以降、4市の中で第3位の水準で推移しています。

【行政委員会における女性委員比率の推移】



【近隣市との比較】



資料：滋賀県「市町における男女共同参画推進状況」

(2) 市民アンケートによる現状

本プランの策定にあたり実施した「栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」(令和元(2019)年12月に実施。対象:市内在住の20歳以上の男女各1,000名)の結果から、特徴的なものを抜粋します。

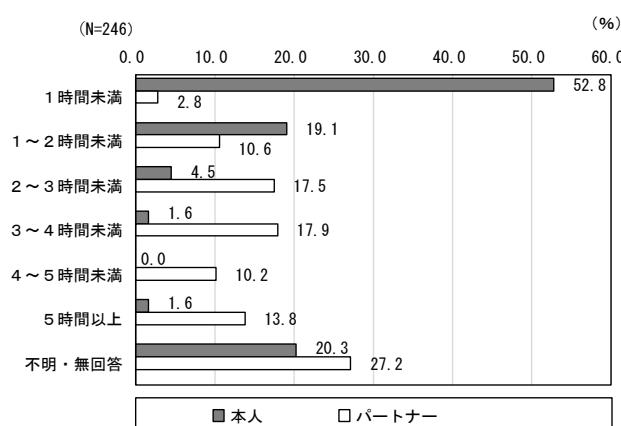
①家事・子育て・家族の介護にかける時間

家事・子育て・家族の介護にかける時間に、男女間で大きな開きがみられます。

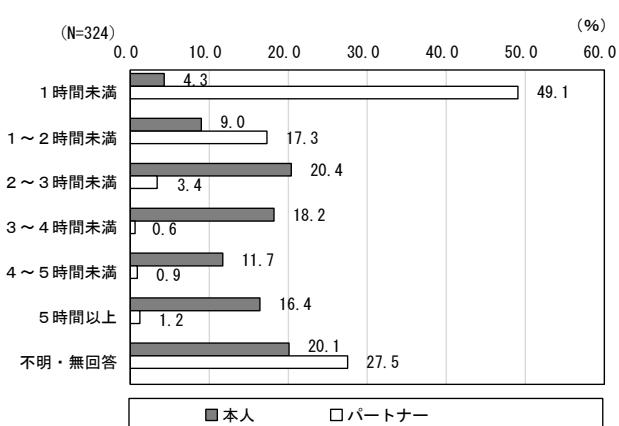
男性では、本人が家事にかける時間は「1時間未満」が52.8%なのに対し、パートナー(配偶者等)が家事にかける時間は「3~4時間未満」が17.9%、「2~3時間未満」が17.5%などと、男女間で大きな開きがあります。

これと同様に子育てにかける時間でも、女性に負担が偏っている様子がうかがえます。

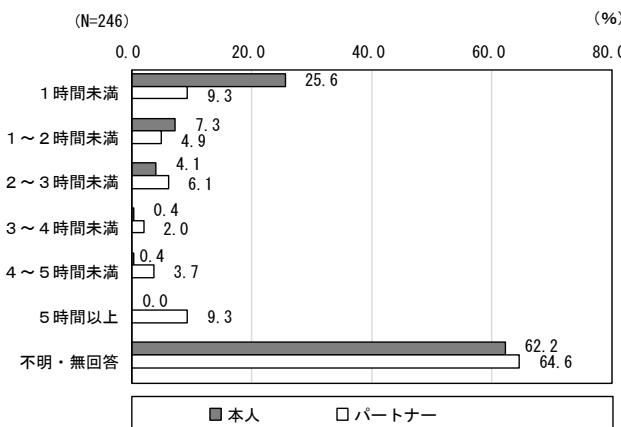
【家事にかける時間／男性】



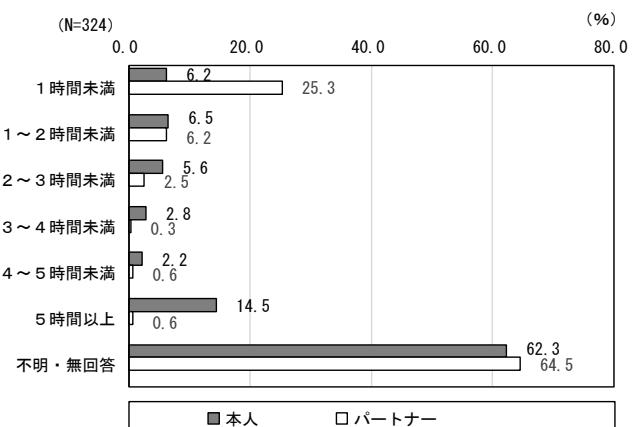
【家事にかける時間／女性】



【子育てにかける時間／男性】



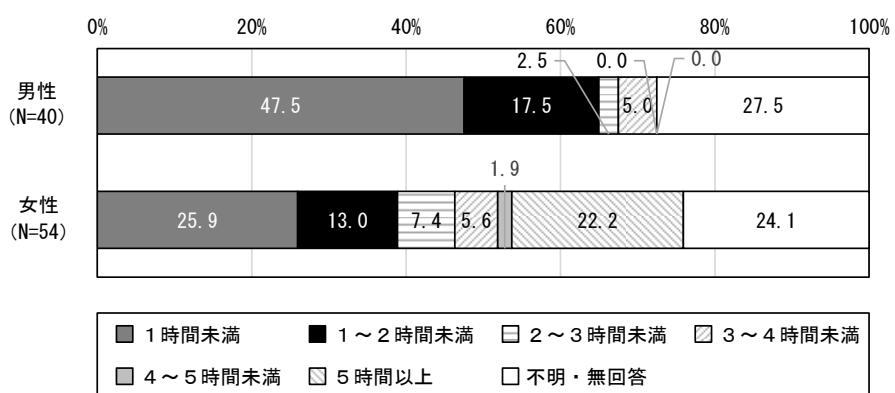
【子育てにかける時間／女性】



介護にかける時間も同様に、男女間で大きな開きがみられます。

男性では、介護にかける時間は「1時間未満」が47.5%、「4～5時間未満」と「5時間以上」が0.0%なのに対し、女性では、「1時間未満」が25.9%、「5時間以上」が22.2%と、より多くの時間を介護にかけている様子がうかがえます。

【介護にかける時間】

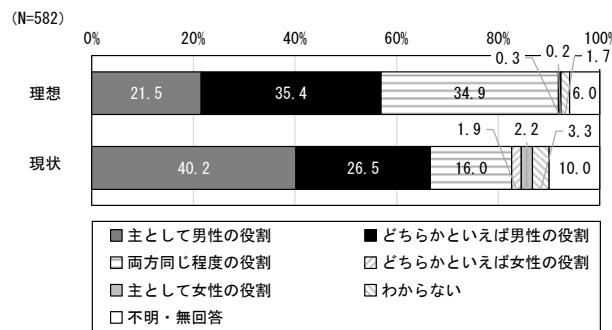


②家庭の仕事の役割分担について、理想と現状の格差

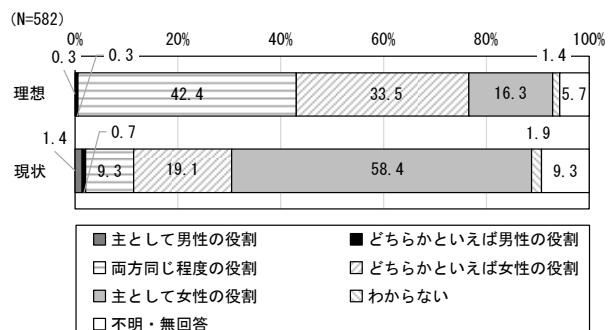
家庭の仕事（全10項目）の役割分担について、理想では男女とも「両方同じ程度の役割」という回答が多くみられますが、現状では「生活費をかせぐ」で男性に、その他の項目では女性に負担が偏っている様子がうかがえます。

ただし「地域活動」においては、現状でも「両方同じ程度の役割」という回答が多くなっています。

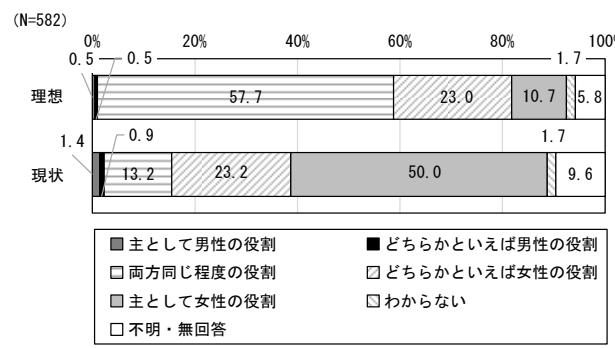
【家庭の役割分担 生活費をかせぐ】



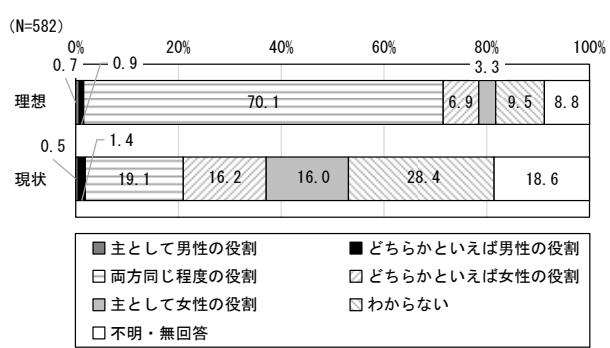
【家庭の役割分担 食事のしたく】



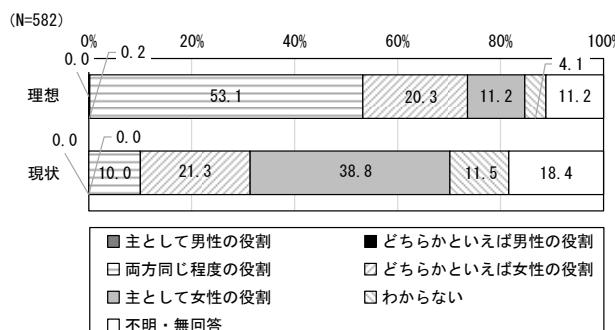
【家庭の役割分担 掃除、洗濯】



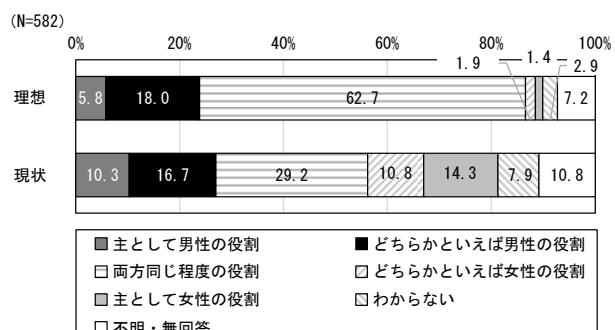
【家庭の役割分担 高齢者・病人の世話】



【家庭の役割分担 育児】



【家庭の役割分担 地域活動】



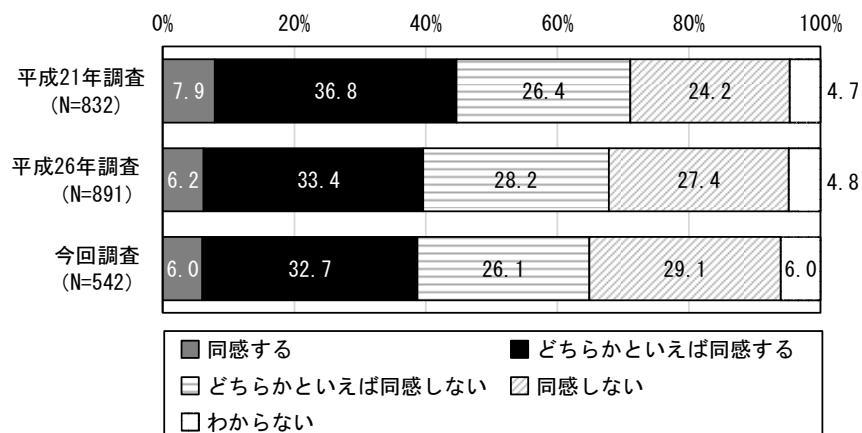
※全10項目のうち、一部を掲載

③解消されつつあるものの、性別により格差がある固定的な性別役割分担意識への共感度

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対し、「同感する」または「どちらかといえば同感する」と回答した人の割合は、いずれも前々回調査（平成21年）、前回調査（平成26年）と比較して減少傾向にあり、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されつつある様子がうかがえます。

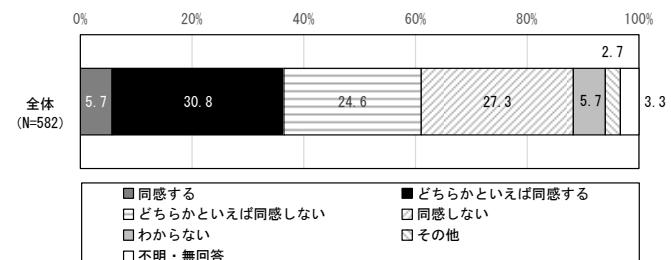
今回調査の結果を性別でみると、男性では肯定的意見（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）が41.8%、否定的意見（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）が43.9%、女性では肯定的意見が31.2%、否定的意見が58.6%と、男性では肯定・否定が拮抗しています。

【男女の固定的役割分担意識への共感度 経年比較】



上のグラフでは、前々回、前回調査と基準を統一するため、今回調査分では「その他」と「不明・無回答」を除いて割合を算出しています。

「その他」「不明・無回答」を含めた今回調査の結果は、右のグラフの通りです。



【今回調査 男性 (N=246)】

	(%)
同感する	8.5
どちらかといえば同感する	33.3
どちらかといえば同感しない	19.1
同感しない	24.8
わからない	6.5
その他	4.5
不明・無回答	3.3

■ 肯定的意見 41.8%
■ 否定的意見 43.9%

【今回調査 女性 (N=324)】

	(%)
同感する	3.1
どちらかといえば同感する	28.1
どちらかといえば同感しない	29.6
同感しない	29.0
わからない	5.2
その他	1.5
不明・無回答	3.4

■ 肯定的意見 31.2%
■ 否定的意見 58.6%

④子育てにおける男女間の意識の格差

「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく」という子どもの育て方に対し、男性では肯定的意見が52.0%、否定的意見が32.9%、女性では肯定的意見が38.9%、否定的意見が47.6%と、男女で肯定・否定が逆転しています。

【男性 (N=246)】		【女性 (N=324)】	
	(%)		(%)
同感する	14.2	同感する	7.1
どちらかといえば同感する	37.8	どちらかといえば同感する	31.8
どちらかといえば同感しない	13.8	どちらかといえば同感しない	26.9
同感しない	19.1	同感しない	20.7
わからない	9.3	わからない	9.0
その他	2.4	その他	0.9
不明・無回答	3.3	不明・無回答	3.7

**肯定的意見
52.0%**

**否定的意見
32.9%**

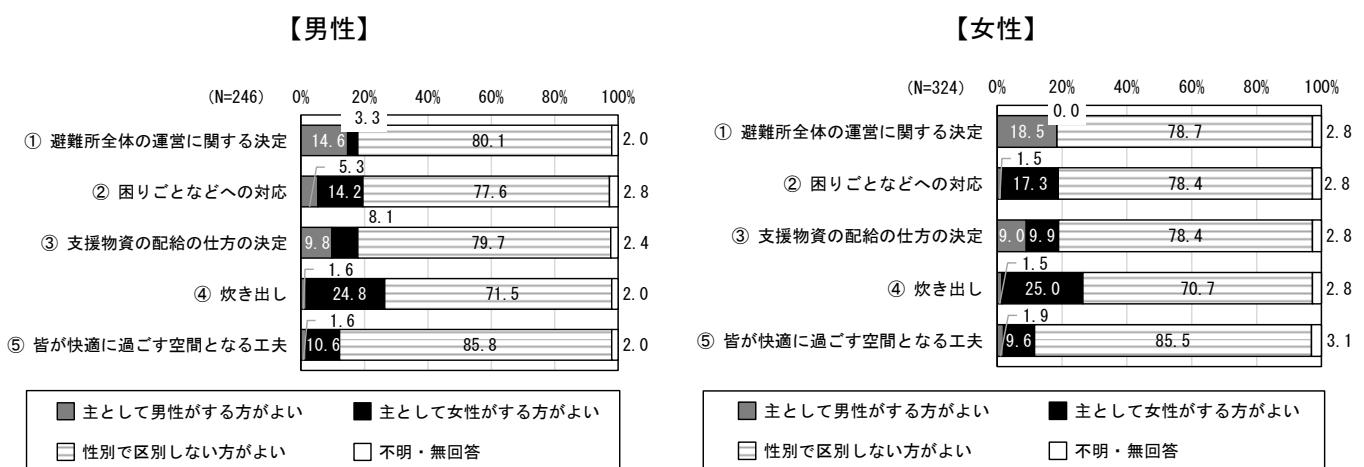
**肯定的意見
38.9%**

**否定的意見
47.6%**

⑤災害時の避難所運営について、一部でうかがえる固定的な性別役割分担意識

災害時の避難所運営について、全5項目のうちほとんどの項目で、男女とも「性別で区別しない方がよい」が8割前後となっています。ただし「①避難所全体の運営に関する決定」では「主として男性がする方がよい」が男性で14.6%、女性で18.5%と他の項目より高く、「重要事項を決定するのは男性」という考えが男女にかかわらず根強い様子がうかがえます。

また、「④炊き出し」については、男女とも「主として女性がする方がよい」が2割を超えてています。



⑥ワーク・ライフ・バランスは「ある程度実現できている」が多数派

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、男女とも「ある程度実現できている」が最も多くなっています。ただし、男性の40歳代では「実現できている部分が少ない」が37.2%と最も多くなっています。

また、女性の20歳代、30歳代、60歳代では「実現できていない」が男性より多くなっています。

【男性】

	実現できてる いる	ある程度実 現できてる いる	実現できて いる部分が 少ない	実現できて いない	わからない	その他	不明・ 無回答	(%)
全体 (N=246)	6.5	41.1	23.2	13.4	8.9	0.4	6.5	
20～29歳 (N=17)	0.0	41.2	35.3	0.0	23.5	0.0	0.0	
30～39歳 (N=31)	3.2	58.1	29.0	3.2	3.2	0.0	3.2	
40～49歳 (N=43)	4.7	23.3	37.2	25.6	7.0	0.0	2.3	
50～59歳 (N=45)	11.1	33.3	26.7	15.6	11.1	0.0	2.2	
60～69歳 (N=52)	5.8	53.8	17.3	7.7	5.8	0.0	9.6	
70歳以上 (N=58)	8.6	39.7	8.6	17.2	10.3	1.7	13.8	

【女性】

	実現できてる いる	ある程度実 現できてる いる	実現できて いる部分が 少ない	実現できて いない	わからない	その他	不明・ 無回答	(%)
全体 (N=324)	8.6	46.0	13.9	14.2	10.2	1.9	5.2	
20～29歳 (N=26)	7.7	38.5	15.4	19.2	19.2	0.0	0.0	
30～39歳 (N=49)	8.2	40.8	14.3	24.5	12.2	0.0	0.0	
40～49歳 (N=65)	7.7	61.5	13.8	7.7	7.7	0.0	1.5	
50～59歳 (N=59)	11.9	47.5	15.3	11.9	10.2	0.0	3.4	
60～69歳 (N=51)	5.9	43.1	21.6	15.7	2.0	5.9	5.9	
70歳以上 (N=73)	8.2	39.7	6.8	12.3	13.7	4.1	15.1	

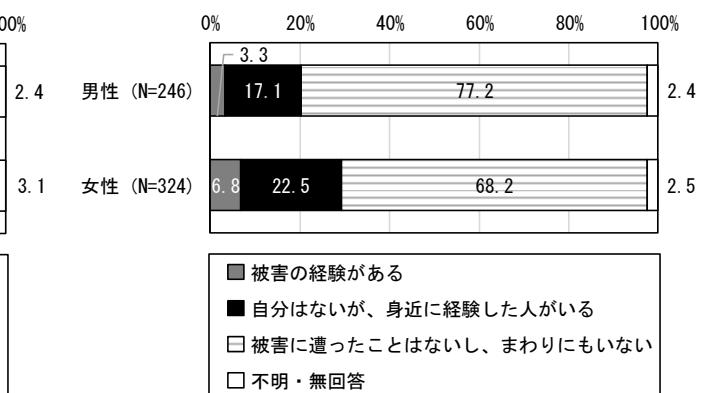
⑦男女とも存在するセクハラ、DV、ストーカーの被害者

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカーについて、「被害の経験がある」が男女とも1割に満たないものの存在します。また、「身近に経験した人がいる」は男女ともにセクハラとDVで約2割、ストーカーで約1割存在しています。

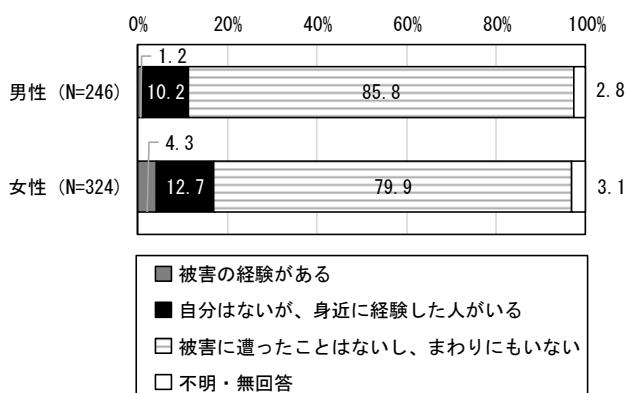
【セクシュアル・ハラスメント】



【ドメスティック・バイオレンス】



【ストーカー】

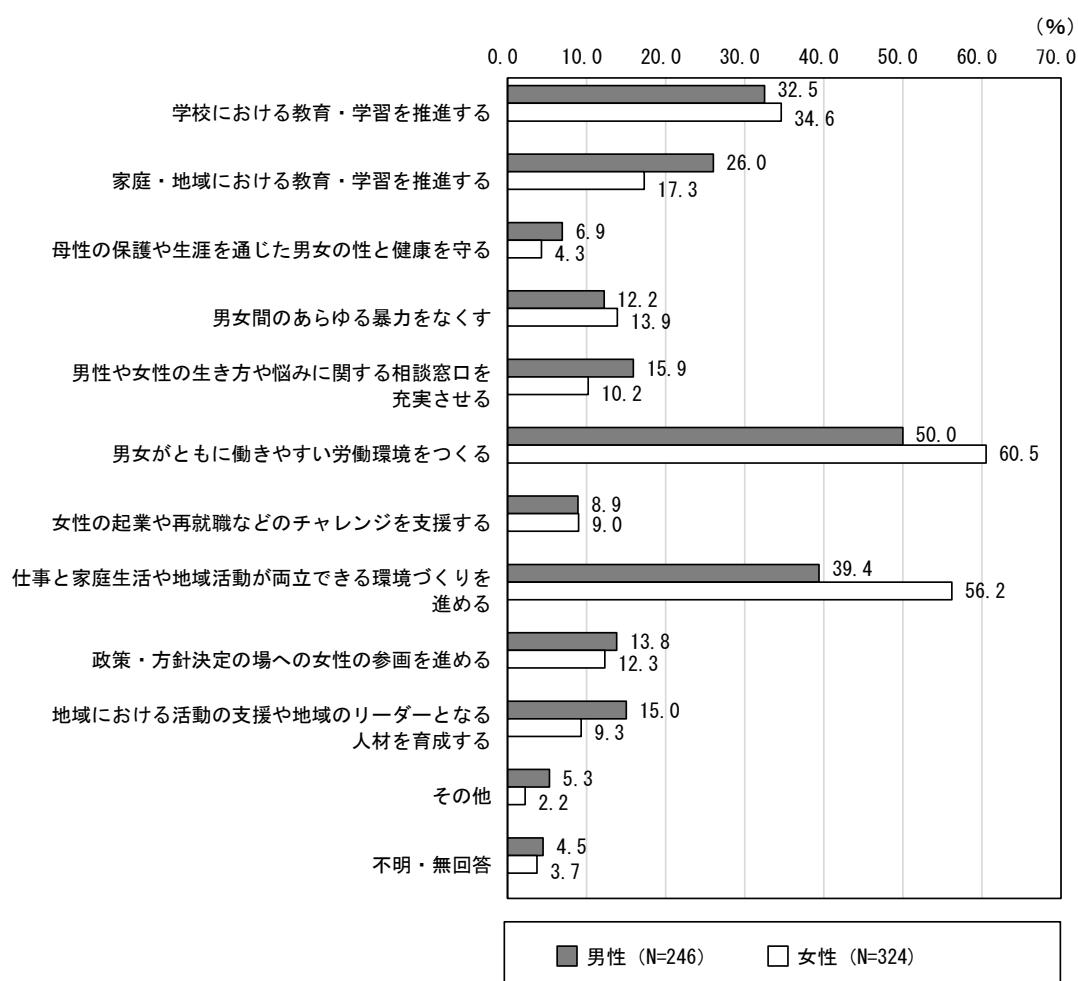


⑧市が最も注力すべきは、ワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画社会の実現のために栗東市が注力すべきこととしては、男女とも「男女とともに働きやすい労働環境をつくる」が最も多く、「仕事と家庭生活や地域活動が両立できる環境づくりを進める」、「学校における教育・学習を推進する」がそれに続いています。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた一層の取組みが重要であると考えられます。

【男女共同参画社会の実現のために市が注力すべきこと】



(3) 事業所アンケートにみる現状

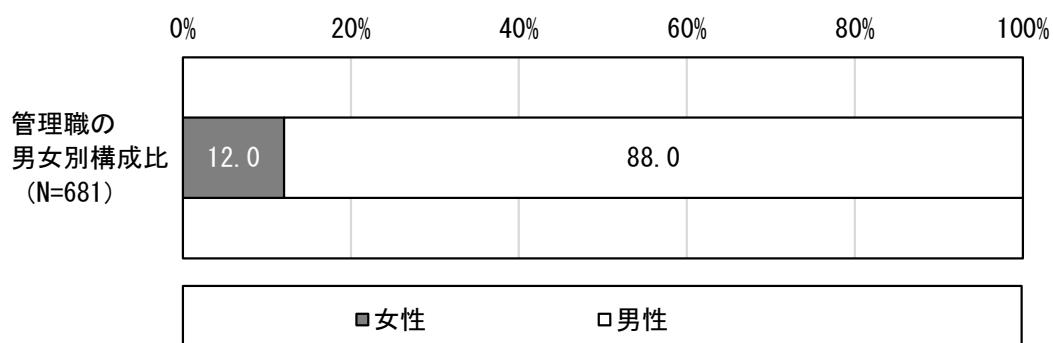
本プランの策定にあたり実施した「栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査」(令和元(2019)年10月に実施。対象:市内の事業所のうち、事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置事業所で、令和元(2019)年度において企業訪問を行う従業員10人以上の事業所271社)の結果から、特徴的なものを抜粋します。

①管理職に占める女性の割合は1割強

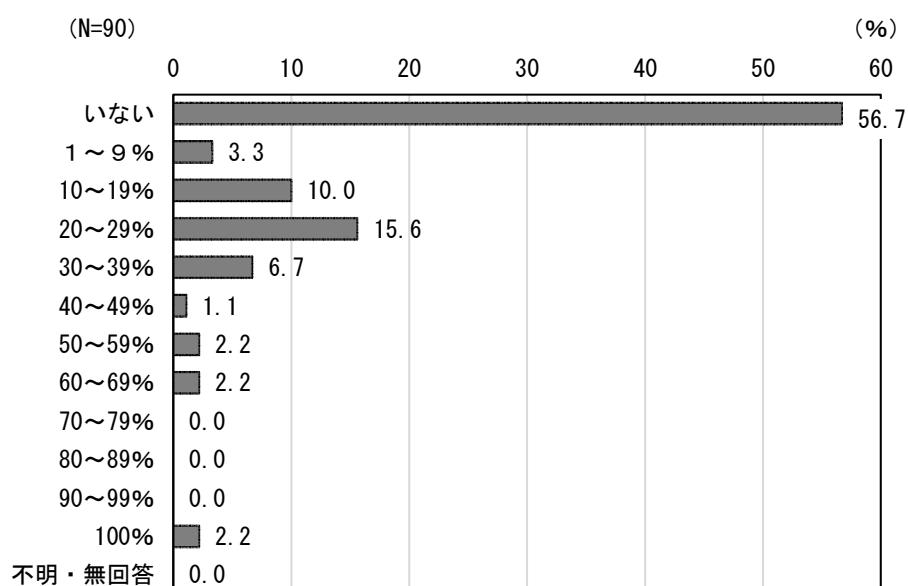
回答があった90事業所計での管理職の男女別構成比をみると、管理職に占める割合は、「男性」が88.0%と大半を占め、「女性」は12.0%と低くなっています。

なお、女性管理職が「いない」と答えた事業所は56.7%と、6割近くとなっています。

【管理職の男女別構成比(90事業所計)】



【女性管理職の割合による90事業所の分布】



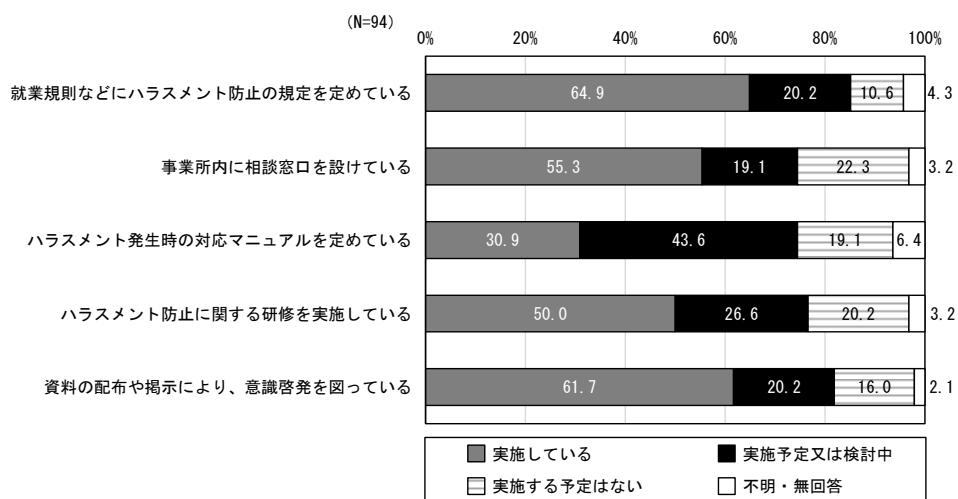
②未実施もみられるセクハラ、パワハラ防止対策

セクハラについて、「就業規則などにハラスメント防止の規定を定めている」と「資料の配布や掲示により、意識啓発を図っている」で、「実施している」が6割を上回っています。

「事業所内に相談窓口を設けている」と「ハラスメント防止に関する研修を実施している」で、「実施している」が5割台となっています。

なお、「ハラスメント発生時の対応マニュアルを定めている」で、現段階で実施していない割合は 62.7%となっています。

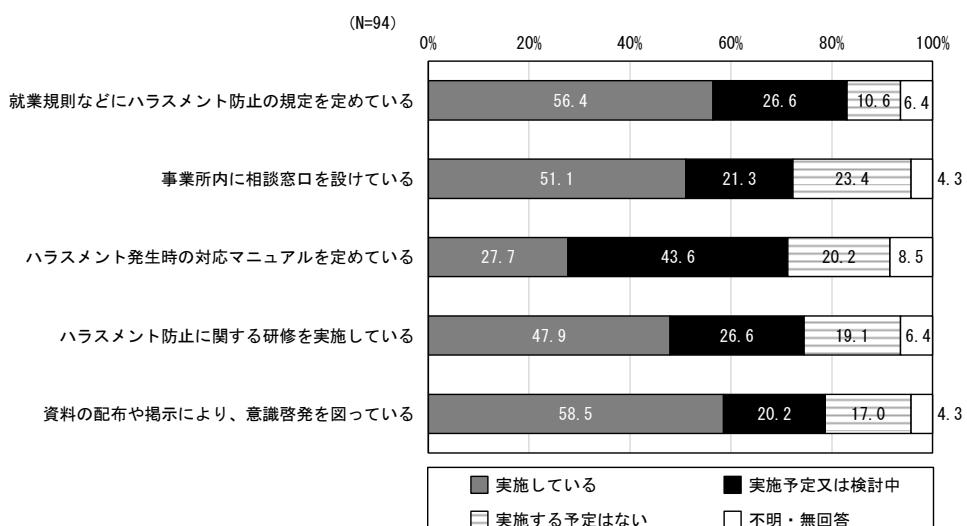
【セクハラ防止の取組み内容】



パワハラについて、「就業規則などにハラスメント防止の規定を定めている」「事業所内に相談窓口を設けている」と「資料の配布や掲示により、意識啓発を図っている」で、「実施している」が5割を上回っています。セクハラの防止対策に比べると、「実施している」が全体的に少なくなっています。

なお、「ハラスメント発生時の対応マニュアルを定めている」で、現段階で実施していない割合は 63.8%となっています。

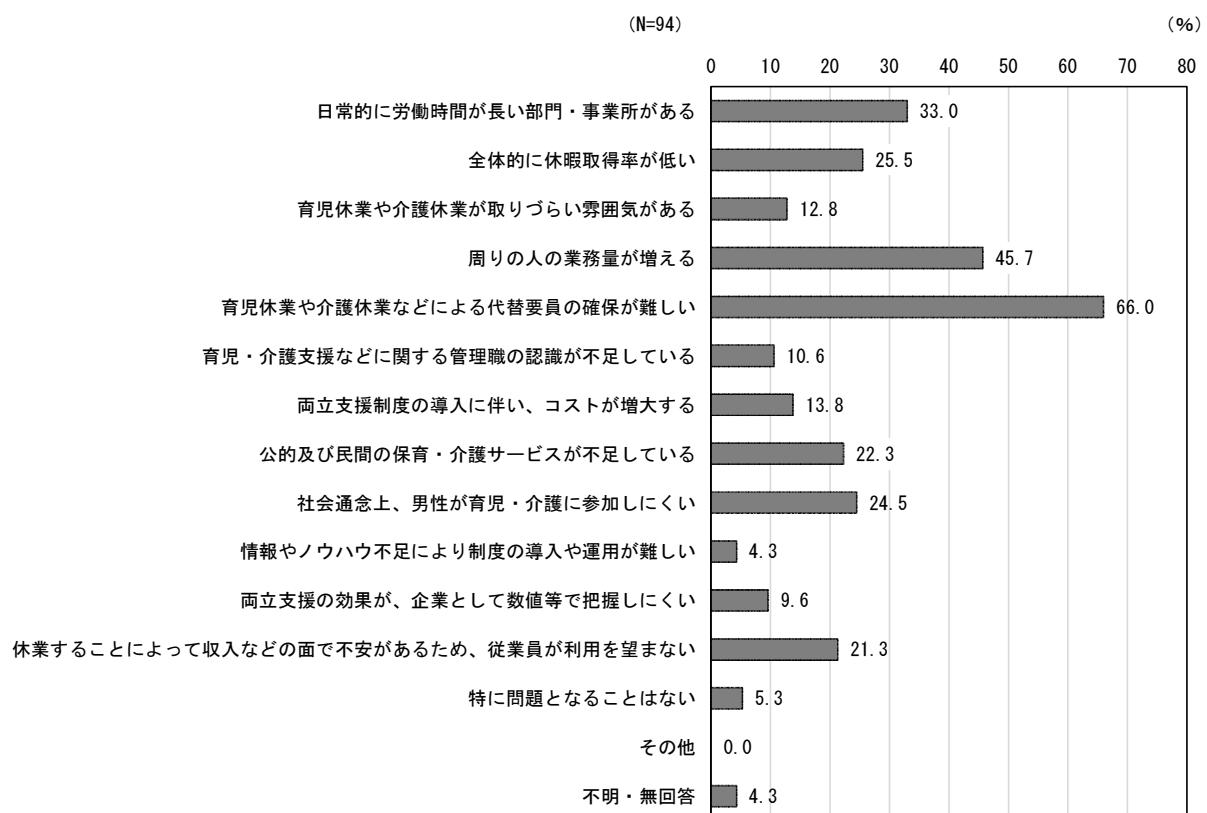
【パワハラ防止の取組み内容】



③人的な課題が多い、両立支援制度の利用促進

仕事と育児や介護との両立支援制度の利用を促進しようとする場合の課題については、「育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい」が66.0%と最も多く、次いで「周りの人の業務量が増える」が45.7%、「日常的に労働時間が長い部門・事業所がある」が33.0%となっています。

【仕事と育児や介護との両立支援制度の利用促進に関する課題】



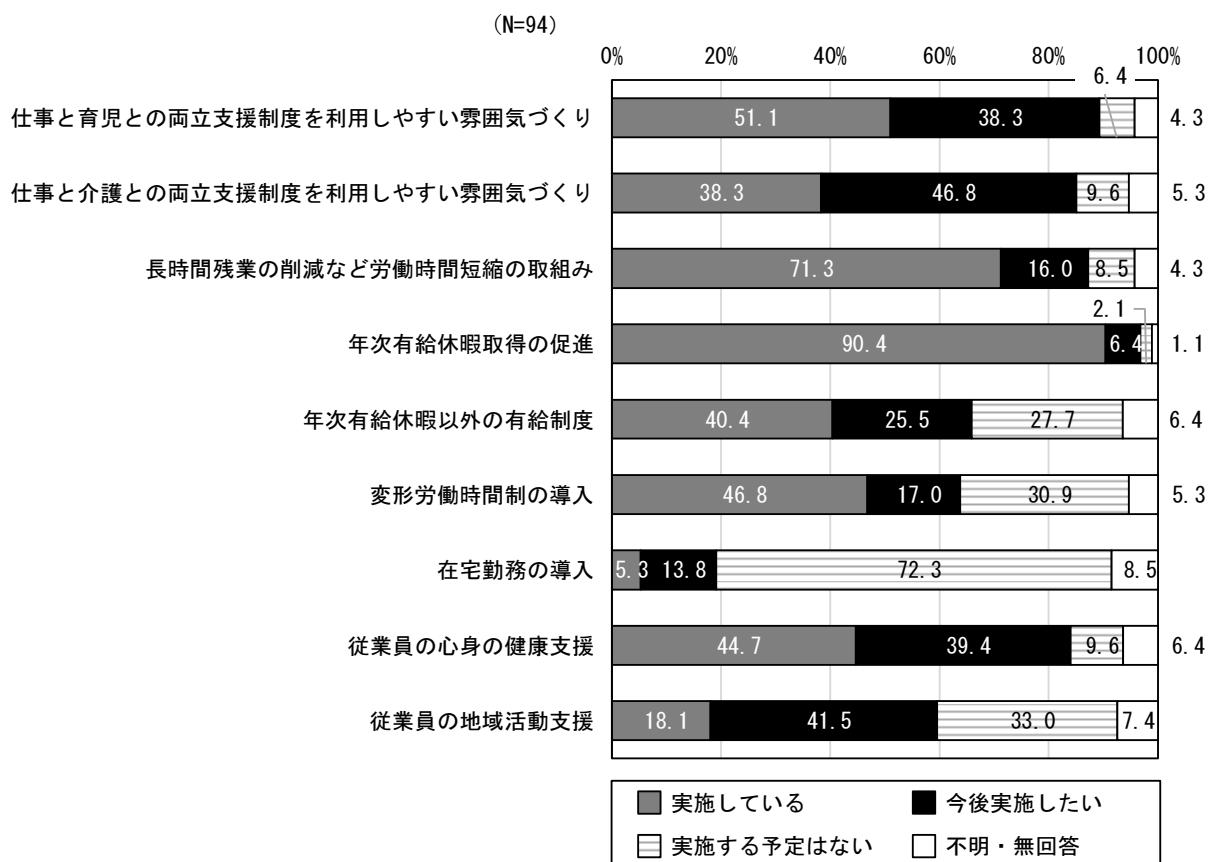
④実施状況にばらつきがみられる働き方改革の取組み

「ワーク・ライフ・バランス」の実現や「働き方改革」に関連して実施している取組みについて、「年次有給休暇取得の促進」で、「実施している」が9割を上回っています。

「長時間残業の削減など労働時間短縮の取組み」で、「実施している」が7割を上回っています。

「仕事と育児との両立支援制度を利用しやすい雰囲気づくり」で、「実施している」が5割を上回っています。

【ワーク・ライフ・バランス、働き方改革に関する取組みの実施状況】



(4) 前プラン（第5版）における目標値の状況

前プラン（第5版）において、計画期間（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）に達成すべき数値目標として41項目を設定しています。その状況は以下の通りです。

実績値欄の太字は、目標を達成しているもの

基本目標	重点課題	項目	データの出典	単位	平成26年実績値	平成31年目標値	令和元年実績値
1 男女の権利の尊重と意識づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った保育・教育・学習の推進	人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	53.8	60	51.9※1
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する同感しない市民意識の割合	市民アンケート※2	%	55.6	70	55.2※3
		男女共同参画について話し合ったり、学習したりしたことがない市民の割合	市民アンケート	%	60.9	45.0	66.4※4
		市や県主催の男女共同参画セミナーや講演会に参加したことがある人の割合	市民アンケート	%	11.8	15.0	7.0
		栗東市男女共同参画都市宣言の認知率	市民アンケート	%	43.8	60.0	45.5
		小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率（利用学校数／市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	100.0	100.0
		男女共同参画の講演会、セミナー等の参加延べ人数	自治振興課調べ	人	850※5	380	123
		じんけんセミナー等の平均参加人数	人権政策課調べ	人	230	280	213
		人権啓発リーダー講座、市民のつどい等の参加延べ人数	人権教育課調べ	人	470	520	624
	(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶	社会教育事業（男女共同参画に関する）講座・教室の参加延べ人数	生涯学習課調べ	人	48	55	81
		小・中学校での年間指導計画に基づく性に関する指導の実施率（実施学校数／市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	100.0	100.0
		多文化共生イベント参加者数	自治振興課調べ	人	610※6	500	932
	(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶	DVを経験したことがある女性の割合	市民アンケート	%	10.4	減少	7.0
		セクハラを経験したことがある女性の割合	市民アンケート	%	9.6	減少	9.2

※1 把握できる直近の数値として、実績値においては平成30年のもの

※2 単に「市民アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査をさす

※3 前回調査と基準を合わせるために、「その他」「不明・無回答」を除いた割合

※4 前回調査と基準を合わせるために、「不明・無回答」を除いた割合（これ以降の市民アンケートの数値も同様）

※5 じんけんセミナー共催分の参加者を含む

※6 栗東ロテリア推進事業分の参加者を含む

基本目標	重点課題	項目	データの出典	単位	平成26年実績値	平成31年目標値	令和元年実績値
2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援	(1) 働く権利の保障と働く場における男女共同参画と働く場の推進	職場の中でみて、どちらの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	19.2	35	21.8
		栗東市における女性（25～44歳）の就業率	国勢調査	%	57.9	73	62.3 ^{※7}
		管理的職業従事者に占める女性の割合	事業所アンケート ^{※8}	%	6	18	12
		ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合	事業所アンケート	%	50	60	87.2
		女性における新規創業の実現件数	商工観光労政課調べ	件	—	6	8 ^{※9}
		女性における新規創業の相談件数	商工観光労政課調べ	件	—	12	16
	(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進	地域で実施している男女共同参画事業に参加したことがある人の割合	市民アンケート	%	14.6	20.0	10.8
		家庭生活の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	32.1	38	36.9
		地域活動の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	34.9	40	36.4
		障がい者団体事業、県主催スポーツ大会への参加延べ人数	障がい福祉課調べ	人	658	720	772
		地区別懇談会への参加延べ人数	人権教育課調べ	人	2,823	3,000	2,822
	(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	生活の中における優先度で希望と現実が異なっている人の割合	市民アンケート	%	57.0	36	60.8
		介護を支援する制度がある事業所の割合	事業所アンケート	%	79.0	90	75.5
		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について言葉も内容も知っている事業所の割合	事業所アンケート	%	45.9	60	94.7 ^{※10}
		男性の育児休業の取得状況	事業所アンケート	%	1.2	5	3.8
		父母ともに子育てを主体的に行っている市民の割合（就学前児童）	子ども・子育て支援ニーズ調査	%	43.7	50	42.6 ^{※11}
		地域子育て支援拠点か所数	子育て応援課調べ	か所	3	6	4
		保育園の待機児童数	幼児課調べ	人	1	0	60 ^{※12}
		延長保育している保育所数	幼児課調べ	園	6	9	12
		法人保育園数（移管件数を含む）	幼児課調べ	園	6	9	13
		介護保険等の出前トークの参加延べ人数	長寿福祉課調べ	人	507	1,500	482

※7 把握できる直近の数値として、実績値においては平成27年のもの

※8 単に「事業所アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査をさす

※9 創業支援等事業計画による支援実績創業者のうち、女性の人数

※10 ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関連した取組みを実施している事業所の割合

※11 把握できる直近の数値として、実績値においては平成30年のもの

※12 4月1日時点

基本目標	重点課題	項目	データの出典	単位	平成26年実績値	平成31年目標値	令和元年実績値
3 あらゆる分野への 男女共同参画の推進	(1) 女性政策・方針決定過程への 参画促進	社会全体でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	13.3	18	11.9
		審議会等における女性委員の割合	自治振興課調べ	%	31.1	40.0	34.4
		女性委員が3割以上、7割以下の審議会等の割合	自治振興課調べ	%	51.7	70.0	44.8
		自治会長における女性の割合	自治振興課調べ	%	16.3	30.0	12.1
		農業組合長の女性就任者数	農林課調べ	人	0	4	0
		市男性職員の育児休業取得者数（5年間延べ人数）	総務課調べ	人	0	5	1

《検証》

- 全41項目のうち、目標値を達成した項目数は34.1%にあたる14項目となっています。中には「多文化共生イベント参加者数」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について言葉も内容も知っている事業所の割合」などのように、目標値を大きく上回っている項目もみられます。
- 目標未達の27項目のうち、「保育園の待機児童数」や「農業組合長の女性就任者数」などは、特に目標値と実績値の格差が大きくなっています。
- 令和元年度の実績値（または直近の実績値）が平成26年度実績値より後退している項目は、全体の36.6%にあたる15項目となっています。

(5) 男女共同参画を取り巻く現状を踏まえた課題

本市の現状を踏まえた課題は以下の通りです。

課題1 人権の尊重と意識の醸成

市民アンケートによると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対し、肯定的な意見が減少傾向にあり、固定的な性別役割分担意識が解消されつつあるものの、特に男性にそのような意識が残っている状況です。男女共同参画社会の根幹である、「男女が平等で、人権や個性が尊重される社会」への意識づくりが必要です。

課題2 多様な暮らし方・働き方の実現

女性の労働力率の推移をみると、M字カーブの底が全国や県と比較して深いという現状があります。その要因の一つと考えられる待機児童については解消を目指し、「働きながら子育てしやすい環境の整備」を推進することが必要です。事業所においては、仕事と育児や介護等との両立支援に対する課題がある一方で、市民アンケートでは、「男女がともに働きやすい労働環境や、仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり」を求める声が多くありました。ワーク・ライフ・バランスが実現でき、それを実感できる取組みが必要です。

課題3 参画と協働による地域づくり

本市の高齢化率は県内で最も低いとは言え、地域の担い手の高齢化は否めません。今後も持続可能な地域社会に向け、女性などの多様な視点を取り入れ、ともに参画する地域づくりが必要です。特に防災については、重要事項を決定するのは男性という意識を改善し、日頃から女性などが地域での取組みに参画し、多様な視点を取り入れることが必要です。

課題4 安全安心な暮らしの実現

DV相談の件数は一定数あり、市民アンケートによる調査でも、実際に被害を経験した人が男女ともに1割未満ですが存在しています。ジェンダーに基づく暴力は重大な人権侵害であり、根絶しなければなりません。また、ひとり親世帯の数も増加しており、困難を抱える人々の実情に応じた自立支援が必要です。

課題5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

女性委員が不在の審議会委員の見直しを含め、市のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映され、その影響について様々な角度・多様な視点で捉えることができる市政の運営に向け、全庁的な取組みが必要です。

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

前プラン（第5版）においては、「女（ひと）と男（ひと）が ともに歩み、ともに輝く社会」を基本理念として定め、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、市民アンケートの結果にあるように、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が残っているなど、男女共同参画社会の実現は道半ばです。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、就業者数の減少や自殺者数の増加など、特に女性への影響が深刻である様相が確認されており、国内外において、改めてジェンダー平等の実現が課題となっています。

そのため、本プランでは、誰もが平等であるという基本的な人権尊重意識の醸成と、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる環境を整えていく取組みを進めます。

人権意識の高揚のためには、固定的な性別役割分担意識の解消はもちろん、幼少期から無意識のうちに形成されてきた物事への見方により、性別などによる差別・区別が生じるおそれのあるアンコンシャス・バイアス※（無意識の思い込み）の存在が、少数派や影響力の弱い人たちの障壁となっていることに気づく必要があります。思い込みから解放され、影響力が強い人だけでなく誰もが自分らしく個性と能力が発揮できる公正な社会、多様な考えが生かされる豊かな社会の実現を目指します。

また、誰もがライフスタイルやライフステージに応じた多様な暮らし方や働き方ができるワーク・ライフ・バランスの実現や、女性の活躍、ジェンダーに基づく暴力の根絶など、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる環境を整え、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指します。

これらのことから、本プランでは「だれもが自分らしく生きることができる 公正で多様性に富んだ社会」を基本理念として掲げ、計画期間において目指す姿とします。

そのため、計画の名称も第5版までの「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」から、「栗東市 ひとが輝くパートナープラン」に改めました。

本プランの基本理念

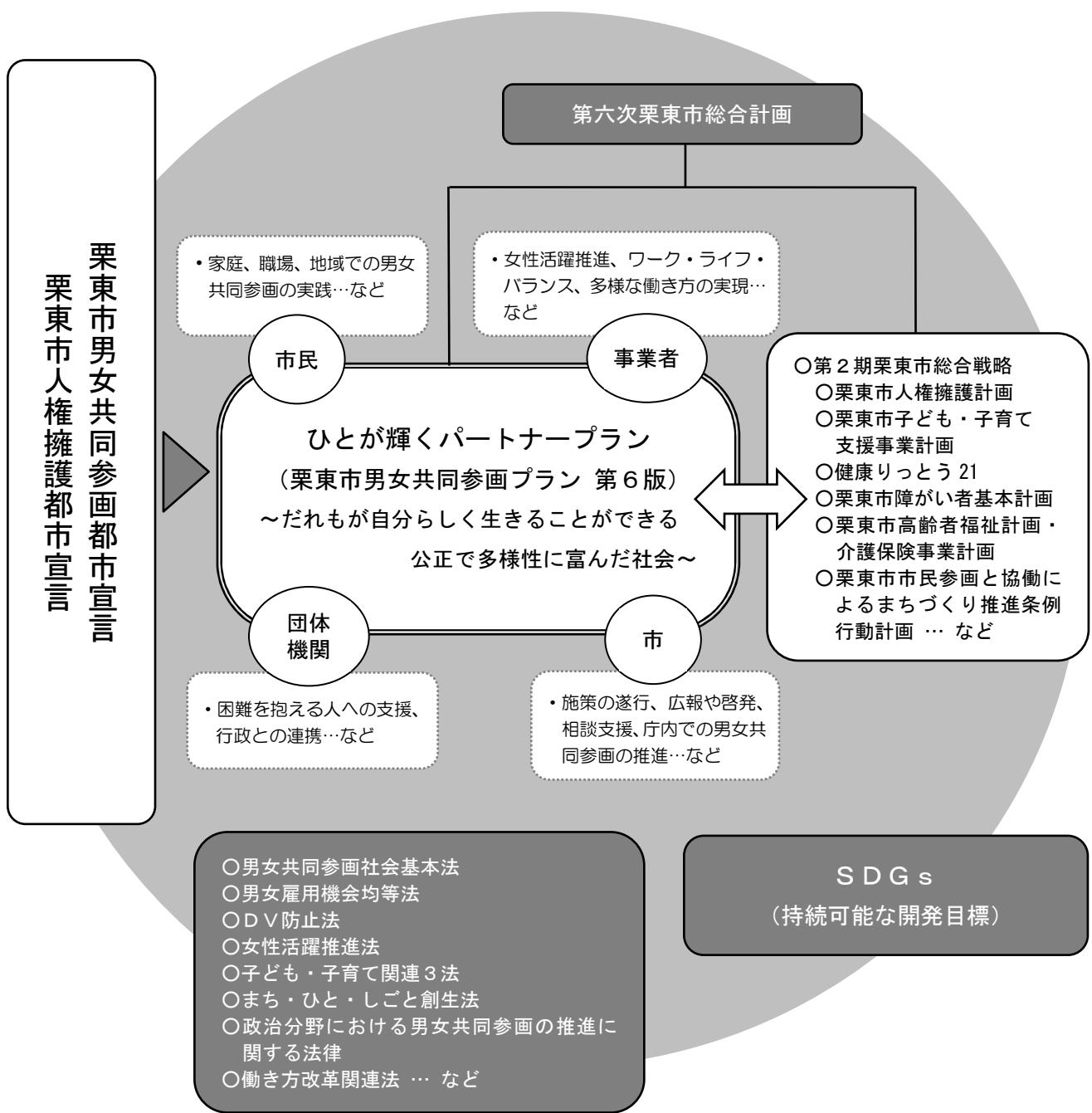
**だれもが自分らしく生きることができる
公正で多様性に富んだ社会**

※アンコンシャス・バイアス：Unconscious Bias（無意識の思い込み）のこと。男女共同参画の分野では、「男性は〇〇が得意（苦手）」「女性は〇〇が得意（苦手）」など、性別によって根拠のない決め付けをすることなどをさす。性別に限らず、職業、学歴、人種等により、人の特性や性質などを決め付けるこという。

2 基本理念達成に向けた計画のあり方

基本理念である「だれもが自分らしく生きることができる 公正で多様性に富んだ社会」の実現のために、上位計画である「第六次栗東市総合計画」をはじめとする他の関連計画との整合性を図り、あらゆる施策において男女共同参画の視点が持てるよう、各課が連携して男女共同参画関連施策を総合的に推進します。

推進にあたっては、市民や事業者などの参画や協働により、各主体と一体となった全市体制で実施します。



3 全体を通じた重要な視点

この計画期間において目指す姿とした基本理念を実現するにあたり、5つの基本目標を定め具体的な施策を展開します。その遂行にあたり、特に重要な視点を以下の2点とし、計画期間中、常に意識して取り組みます。

(1) 性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮できている

家庭・地域・職場など多くの場面において、性別にかかわるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）や慣習等により、個人の能力が十分に発揮できていない現状があります。誰もが個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることのできる社会をつくるためには、多様な性のあり方や価値観、暮らし方などを等しく尊重することが必要です。

そのためには、自分の中のアンコンシャス・バイアスに気づき、家庭・地域・職場などにおいて、あらゆる方針・施策・計画の決定やその実施などの場面で男女共同参画の視点を持って考え、社会の当たり前を必要に応じて変革し、誰もが対等な社会の構成員として責任を果しながら活躍できるという男女共同参画社会の理念を実現することが重要となります。

そこで、「性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮できている」を重要な視点として位置付けます。

(2) ワーク・ライフ・バランスを実感できる

ワーク・ライフ・バランスの実現には、誰もがライフスタイルやライフステージに応じた多様な暮らし方や働き方ができる環境が必要です。また、生活基盤である有償労働と無償労働（家事、子育て、介護等）において、性別にかかわらず誰もが等しく責任を担い合うことも重要です。女性に負担が偏りがちな家事や子育て、介護などをパートナーで分かち合うことにより、女性のエンパワーメントを高める土台づくりともなります。

さらに、子育て・介護・社会活動等に参画し、地域とのかかわりを持つことは、知識や視野、人間関係を広めるなど、人生の豊かさにもつながります。家庭・地域・職場などのワーク・ライフ・バランスを実感できる状態は、公私ともに充実した自分らしい生き方につながると考えられます。

そこで、「ワーク・ライフ・バランスを実感できる」を重要な視点として位置付けます。

4 基本理念達成に向けた基本目標と基本施策

基本理念のもと、以下の基本目標と基本施策を定め、具体的な施策を展開します。

※各基本目標と関連の深いSDGsのゴール（目標）のロゴを記載しています。SDGsの簡単な説明やロゴマークは、巻末（96ページ）にも記載しています。

基本目標1 人権の尊重と意識の醸成



（1）男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消

- 人権の尊重や男女共同参画に関する意識は、幼児期から育むことが重要です。このため、学校教育等を通じて男女共同参画を含む人権意識を醸成するとともに、生涯を通じた男女共同参画の意識づくりを推進します。
- アンコンシャス・バイアスは、男性の生きづらさにも影響していることがあります。「男だからこうしなければならない」と縛られてきたことに気づき、男性にとっても男女共同参画が必要な取組みであるとの理解が促進されるよう、啓発を行います。

（2）多様性についての理解促進

- 男女共同参画を含む人権意識の向上のためには、多様な価値観や個性を尊重し合い認め合う気運の醸成が重要です。このため、あらゆる場面を通じて価値観の多様性についての理解を促進します。
- 性的指向・性自認※などの性の多様性が尊重されるよう、市民の理解を促進します。
- 本市において増加傾向にある外国人住民の文化などについて、市民の理解を促進します。

（3）男女共同参画の視点に立った表現の促進

- 行政の刊行物等における固定的な性別役割分担意識をイメージする表現の点検や是正を行うとともに、事業者や地域の発行物についても人権感覚を持って気づき、適切な助言を行います。

※性的指向：恋愛・性愛の対象が同性か異性かなどといった、個人の指向のこと。

性 自 認：身体的な性別にかかわらず、自分の性別をどう捉えるかという自己意識のこと。



基本目標2 多様な暮らし方・働き方の実現

(1) 働く場における男女共同参画・女性活躍の推進

- 非正規雇用で働く人の多さや、女性が働きながら子育てをすることの困難さなど、社会における女性の活躍推進を阻害する要因は依然として存在しています。このため、女性が能力や個性に応じて社会で活躍できるよう、事業者などへの啓発を進めます。
- 男性もまた、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に縛られて長時間労働を強いられたり、自由なキャリアの選択が阻害されたりと、職場で不利益を被っている現状がみられます。このため、働く場での男女共同参画を推進することにより、男性が自らの指向や価値観、個性、家庭事情などに応じた柔軟な働き方ができるよう、事業者への働きかけなどの取組みを推進します。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 家庭、地域、職場などで男女共同参画を実現するためには、性別を問わず誰もが時間や労力の適切なバランスを保って、それらに従事できる環境づくりが重要となります。このため、育児・介護休業等の取得促進など多様なスタイルで働く環境の推進と、ワーク・ライフ・バランスの推進について啓発を行うとともに、社会全体で子育てや介護を支援する体制の充実を目指します。
- 待機児童の解消を目指すとともに、一時預かり保育、病後児保育などの充実により働きながら子育てしやすい環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- 家事や育児、介護等について女性に負担が偏らないよう、男性が積極的に参画する意識の啓発とともに、育児等に関する知識や情報を男性向けに発信するなどの取組みを推進します。

(3) 多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワーク（在宅等勤務）やフレックスタイム制（勤務時間を自身で決められる働き方）などの多様な働き方が急速に普及しました。このような変化を転機に、多様で働きやすい職場環境の推進について事業者へ働きかけを行います。また、女性の就業や起業、再就職などの支援を行い、本来の能力や個性を発揮できる環境づくりを進めます。

基本目標3 参画と協働による地域づくり



(1) 地域活動における男女共同参画の推進

- 地域活動においては、男性だけでなく、女性や障がい者など、多様な視点を持った人が集まり、方針を決定することが必要です。特に防災分野については、過去の震災において、避難所等で性に対する配慮がなされておらず、不自由や不便を感じたという事態が明らかとなっています。本市においても平時からの取組みが大切であることから、防災の担い手として女性の参画を推進し、男女共同参画の視点による防災体制の点検・見直しを行い、誰もが安心して過ごせる地域社会づくりを推進します。
- 地域活動において、性別ではなく個性に応じて役割を担う取組みを推進し、男女共同参画の気運を醸成します。

(2) 様々な分野における男女共同参画の推進

- 理工系分野への進路選択など性別に偏らない将来の選択を可能とするキャリア教育や、農林業など女性が特に少ない分野の男女共同参画を推進します。

基本目標4 安全安心な暮らしの実現



(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶

- 新型コロナウイルス感染症による危機下において、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）が、世界的に急増しました。DVは潜在化しやすく、被害者が外部へ相談しにくい状況がみられることから、啓発等を通じてDVの根絶を目指すとともに、被害者・加害者双方の相談・支援体制を充実させます。
- 性暴力については、絶対に許さないという気運を高める啓発を行います。また、子どもや若年層にも性暴力の認識を促します。

(2) 困難を抱える人々への支援

- ひとり親が自分らしいと思える生活が実現できるよう、実情に応じた自立の支援を行います。また、高齢者や障がい者、外国人住民等が地域で安心して自立した生活ができるよう相談体制の充実や関連行政サービスの充実を図ります。

(3) 生涯を通じた健康づくり

- すべての人が互いに性の尊重について理解を深め、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※など、生涯を通じて健康に関する自己管理の認識を高められるよう啓発を行います。また、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう相談支援を行います。学校教育においては、年代に応じた性教育を適切に推進します。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「Reproductive Health and Rights（生殖に関する健康と権利）」。出産する子どもの人数、間隔、時期などを自由に決断できる権利や、性と生殖の健康を手に入れる権利のこと。

基本目標5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 行政をはじめ様々な場面で重要な方針などを決定する場での男女共同参画は、計画通りに進展していない様子がうかがえます。このため、市の各種審議会や委員会、さらに庁内において、政策・方針等を決定する場への女性の参画を、目標値を定めて促進します。

(2) あらゆる施策への男女共同参画視点の反映

- 女性の意見が反映されにくい状況にある防災分野において、政策や方針決定過程への女性の参画拡大を目指します。
- 男女共同参画は、市政のあらゆる分野に関係することから、あらゆる施策や事業を男女の格差が生じていないかなど男女共同参画の視点を持って取り組むよう推進します。

5 施策体系

本プランでは前プラン（第5版）の施策を継承しつつ、既存施策の見直しや新規施策の追加などを行い、以下の施策体系で具体的な取組みを推進します。

[☆：女性労働力率のM字カーブ改善への取組み ★：待機児童解消への取組み ◎：総合戦略の重点的な取組み]

基本目標	基本施策	具体的施策の方向
1 人権の尊重と意識の醸成	(1) 男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	①保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、学習の推進 ②家庭、地域社会における教育、学習の推進 ③男性にとっての男女共同参画の推進
	(2) 多様性についての理解促進	①性の多様性を理解するための教育・学習の推進 ②個性の尊重に対する理解促進
	(3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進
2 働き方の実現 多様な暮らし方・	(1) 働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 ☆◎	①誰もが対等に働く機会の提供 ②働く場における女性の活躍推進
	(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ☆★◎	①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進
	(3) 多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上 ☆◎	①働きやすい職場環境の推進 ②女性の就業・起業の支援
3 地協 域働 づに参 くよ りると	(1) 地域活動における男女共同参画の推進	①地域防災活動における女性参画の拡大 ②地域活動における男女共同参画の推進
	(2) 様々な分野における男女共同参画の推進	①様々な分野での男女共同参画の推進 ②男女共同参画の視点を持つ活動の推進
4 しの実現 安全安心な暮らし	(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する支援体制の充実 ②ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み
	(2) 困難を抱える人々への支援	①困難を抱える人々への支援
	(3) 生涯を通じた健康づくり ◎	①性の尊重と健康についての意識の醸成 ②健康づくりへの支援
5 参画におけるあらゆる男女の分野の視点の反映同野	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性参画の促進 ②府内における男女共同参画の推進
	(2) あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	①男女共同参画の視点による防災体制の整備 ②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映 ③事業者や関係団体との連携推進 ④国際的な取組みとの協調

第3章 プランの内容

☆印は女性労働力率のM字カーブ改善への取組み、★印は待機児童解消への取組み、◎印は総合戦略の重点的な取組みを、それぞれ示しています。

「主な担当課」とありますが、問題解決に向けて必要に応じて関係課と連携して取り組むものです。

基本目標1 人権の尊重と意識の醸成

人権の尊重は、男女共同参画社会の根幹となるものです。すべての人の人権や個性が尊重され、それぞれの希望や個性・能力に応じて等しく活躍できる社会の実現を目指します。特にアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）と多様性についての理解を深め、公正で多様性に富んだ社会となるよう、教育・啓発を行います。

（1）男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消

①保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、学習の推進

幼いころから男女共同参画に関する理解が深まるよう、保育園や幼稚園・幼児園・学校において、男女共同参画の視点に立った保育・教育・学習環境を整えます。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	保育園・幼稚園・幼児園における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	○ 「栗東市人権・同和教育基準年間指導計画」に基づき、各園において、男女共同参画及び人権尊重の視点に立ち、性別に関係なく一人ひとりの個性や能力が發揮できる環境となるよう、保育教育内容の充実を推進します。	幼児課 保育園・幼稚園・ 幼児園
2	学校における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	○ 小・中学校において、男女共同参画社会づくり副読本等の活用による、男女共同参画への理解を深める教育を実践します。 ○ 「栗東市人権・同和教育基準年間指導計画」に基づき、男女共同参画及び人権尊重の視点に立った教育を実践します。	学校教育課 小学校・中学校
3	保育・教育者等の男女共同参画に対する意識の向上	○ 保育職員や教職員に対して、男女共同参画に関する研修を実施するとともに、男女共同参画に関する指導について、教育研究や自己研修を行います。	学校教育課 幼児課

②家庭、地域社会における教育、学習の推進

男女共同参画に関するアンコンシャス・バイアスは社会生活の中で影響を受け、形成される場合もあることから、生涯学習等を通じて幅広い世代に継続的に情報を提供し、男女共同参画の意識と実践が広く根付くよう、継続的な取組みを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">○ ライフステージに応じた男女共同参画に関する学習機会の提供や、広報による啓発に取り組みます。○ 市民に対して人権尊重の大切さ等、人権意識の高揚を図るために啓発活動を推進します。○ 地区別懇談会や講演会等を行い、男女共同参画や人権等について学ぶ機会を設け、意識の高揚を図ります。	自治振興課 人権政策課 人権教育課
		<ul style="list-style-type: none">○ 各コミュニティセンター等での社会教育事業を実施するにあたり、男女共同参画の意識を持って講座等を開催します。	生涯学習課

③男性にとっての男女共同参画の推進

男性もまた、期待される「男らしさ」や仕事中心の価値観によって生きづらさを感じている場合があり、そういう考え方を解消することが、男女共同参画の推進には重要となります。男女共同参画が男性の自己実現にもつながるものであるとの理解が深まるよう、啓発や教育・学習機会の提供を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男性にとっての男女共同参画の意義の啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行います。○ 事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行います。	自治振興課 人権政策課 人権教育課 生涯学習課

(2) 多様性についての理解促進

①性の多様性を理解するための教育・学習の推進

男女共同参画を推進するためには、性別や多様な性のあり方が、個性として等しく尊重されるべきであるという考え方が共有されることが重要です。それぞれの違いを認め、尊重し合う気運の醸成に向け、教育や学習機会の提供を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	性の尊重についての教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 小・中学校において、男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、年間指導計画に基づき、各教科の学習や特別活動において性に関する指導を適正に行います。○ 教職員に対しては、性的指向や性同一性障がい等に係る児童生徒へのきめ細やかな対応について、理解の促進を図ります。	学校教育課
		<ul style="list-style-type: none">○ 多様な性のあり方についての理解が促進されるよう、広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じ、啓発を行います。	人権政策課 人権教育課 自治振興課

②個性の尊重に対する理解促進

誰もが互いに個性を尊重し合い、それぞれの個性や能力が發揮できるよう、啓発や教育・学習を通じて人権尊重や男女共同参画に関する意識の高揚を図ります。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	学校における多文化共生教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 小・中学校において、国際社会への興味・関心や理解、人権意識を深めることができますよう、多文化共生教育を推進します。	学校教育課
2	多文化共生のまちづくりを通じた男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 多言語による生活関連情報の提供や相談体制の整備、多国籍市民相互の交流機会の提供等、多文化共生社会を目指す活動の中においても男女共同参画を意識し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。	自治振興課
3	多様な価値観を尊重する意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">○ 多様な価値観や個性について、そのいずれもが等しく尊いという考え方を醸成するため、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行います。	人権政策課 人権教育課 自治振興課

(3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進

①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進

市が提供するメディアや情報について男女共同参画の視点から不適切なものがないか常に点検を行うとともに、メディアの不適切な情報に左右されることのないよう、市民のメディアリテラシー（情報を正しく読み取る力）の向上に向けた取組みを行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○ 広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	全課 秘書広報課
		○ 行政職員に対する研修機会等を通じて、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止・点検に関する周知・啓発を図ります。	自治振興課 総務課
2	メディアリテラシーの向上	○ 「議会だより」においてメディアによる人権侵害等、社会の進展に応じた人権問題啓発標語等を掲載し、人権侵害防止の意識向上を図ります。	議会事務局
		○ インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等による啓発を図ります。	人権政策課 人権教育課 自治振興課
		○ メディアによる人権侵害等、市民のメディアリテラシーの向上に資する図書の収集に努め、利用の促進を図ります。	図書館
		○ 地域の広報紙や事業者の広告物等の発行物について、男女共同参画の視点に立ち、不適切な表現と認められる場合は、適切な助言を行います。	自治振興課 商工観光労政課

基本目標2 多様な暮らし方・働き方の実現

性別などにかかわらず、誰もが自分らしさを發揮して暮らすためには、ライフステージや個別の事情に応じて「テレワークやフレックスタイム制」などの多様な働き方を選択できることが望まれます。また、M字カーブの底上げにつながる「働きながら子育てしやすい環境の整備」も重要です。多様な選択肢から自分らしいワーク・ライフ・バランスが実現できる社会に向け、働く場や家庭における男女共同参画の推進、女性のエンパワーメントを高められる環境づくりなどを行います。

(1) 働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆ ◎]

①誰もが対等に働く機会の提供

就職や就労において、性別などによって不利益を受けることがないよう、また、就労の場において男女共同参画が推進されるよう、相談支援や啓発・学習機会の提供などを行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	労働相談窓口に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none">○ 労働に関する相談があった際、国や県の相談窓口との連携を図り適切な支援につなげるなど、労働相談窓口に関する情報提供を行います。○ 広報を通じて相談業務の案内を掲載し、周知を図ります。	商工観光労政課 人権政策課 ひだまりの家
2	あらゆる職域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none">○ あらゆる職域において男女共同参画の推進が図られるよう、市や県内における先進的な取組みの動向の把握に努め、情報発信を図ります。	自治振興課 商工観光労政課
3	多様な選択が可能なキャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を実施するとともに、理工系等の多様な進路選択の理解を深めるため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進めます。	学校教育課

②働く場における女性の活躍推進

働く場において、役員や管理職など重要なことを決定する立場に女性が少ない現状に鑑み、市内の事業者や団体等で重要な立場への女性の参画が進むよう、事業者や団体等に対する啓発を推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	事業者・団体等における方針決定過程への女性の参画促進（女性の登用促進）	○ 事業者や団体、自治会等に対し、方針決定過程への女性の参画について、「女性活躍推進法」の理念や規定などに基づき働きかけを行います。	全課 商工観光労政課 自治振興課
2	事業者・団体等に対する支援	○ 「女性活躍推進法」の理念や規定、令和元年の同法の改正内容（令和4年4月1日施行）等について、事業者や団体等へ周知します。 ○ 男女共同参画を推進しようとする事業者や団体等に対し、必要な情報を提供し、その取組みを支援します。	自治振興課

（2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 [☆★◎]

①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

職場や家庭における男女共同参画の推進に向け、誰もが仕事と生活の調和がとれた多様な働きができるよう、市民や市内の事業者・団体等に啓発や働きかけを行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	事業者等における男女共同参画の気運の醸成	○ 事業者に対し、啓発や学習機会の提供等の働きかけを行い、男女共同参画の気運の醸成を図ります。 ○ 女性活躍推進企業認証制度において認定された事業者やワーク・ライフ・バランス推進企業に登録した事業者の周知を行うなど、事業者の自主的な取組みを促進します。	商工観光労政課 自治振興課
2	職場における妊娠・出産・育児休業等への理解の促進	○ 妊娠・出産、育児休業等の取得を理由とする不利益な扱いをなくすため、事業者に対しパンフレットの配布等による啓発を行い、職場における理解促進を図ります。	商工観光労政課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
3	多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、テレワークなどの多様で柔軟な働き方や雇用のあり方にについて、事業者に啓発を行います。 ○ 長時間労働等の働き方の見直しや、誰もが子育て・学校行事・地域活動・介護等に参画できるような環境づくりについて、事業者に啓発を行います。 	商工観光労政課

②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、家庭での子育てや介護等の負担軽減の取組みを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスに対する市民の理解を深めるための啓発を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	安心して子育てできる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の多様化する勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。 ○ 講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や託児等、誰もが参加しやすいよう配慮します。 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めます。 	幼児課 子育て応援課 秘書広報課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
2	家族の在宅介護の負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、家族介護者の負担軽減を図るために、相談内容に応じて医療や介護などの専門職につなぎ、本人や家族の支援を行います。また、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発を実施します。 ○ 周知・啓発にあたっては身近な地域での出前講座の実施等、参加しやすい工夫を行います。 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、介護に関する様々な制度や情報報をわかりやすく提供することで、介護の負担軽減を図ります。 	長寿福祉課 障がい福祉課 秘書広報課
3	育児・介護休業を取得しやすい環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安心して育児・介護休業が取得できるよう、育児・介護休業中に必要な生活資金の貸付を受けることができる制度の周知を図るなど、支援を行います。 	商工観光労政課
4	ワーク・ライフ・バランスについての理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深めるため、広報やホームページ、パンフレット等を通じた啓発を行い、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて考える機会を創出します。 	自治振興課

③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進

性別にかかわらず、誰もが家事・育児・介護等に参画し、地域とのかかわりを持つことでワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、支援を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男性の家事参画促進のための取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性の家事参画をより促進するため、広報等を通じて実践的な情報の提供や、啓発を行います。 	自治振興課
2	男性の育児参画促進のための取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性の育児参画を進めるため、男性対象の子育て講座の開催等、父親が子育てに参画しやすい取組みを推進します。 	子育て応援課
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性が育児に必要な知識や技術を身に付けることができるよう、様々な機会を通じて情報提供や啓発を行います。 	健康増進課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
3	介護負担軽減のための取組み	○ 性別にかかわらず直面する介護や、増加する男性介護者が抱える困難などに寄り添い、必要な支援を行います。	長寿福祉課

(3) 多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上 [☆ ◎]

①働きやすい職場環境の推進

誰もが自分の個性や特性・能力などに応じた多様な働き方ができるような職場環境の取組みを啓発するとともに、職場における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）やパワハラ（パワー・ハラスメント）防止対策の推進	○ 職場におけるセクハラ・パワハラを防止するため、関係機関等へのチラシの設置やポスターの掲示により、啓発を行います。	商工観光労政課
		○ セクハラ・パワハラに関する市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等を通じた啓発を行います。	自治振興課
2	多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ【再掲】	○ 労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、テレワークなどの多様で柔軟な働き方や雇用のあり方について、事業者に啓発を行います。 ○ 長時間労働等の働き方の見直しや、誰もが子育て・学校行事・地域活動・介護等に参画できるような環境づくりについて、事業者に啓発を行います。	商工観光労政課

②女性の就業・起業の支援

女性の多様な働き方を促進するため、女性の職業能力の開発や、起業・創業、再就職等へ向けた支援を行い、女性が能力や個性を発揮し、活躍できる環境づくりを進めます。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	女性の職業能力開発に関する情報の周知	○ 女性の職業能力開発につながるよう、新たな技能・資格を取得するための手当や訓練等の助成、関係機関が開催する講座等について周知を図ります。	商工観光労政課 人権政策課 ひだまりの家
2	起業・創業のための支援	○ 起業・創業が活性化するよう、「創業支援等事業計画」に基づき、創業支援等事業者（商工会）や地域金融機関等との連携のもと、学習機会等の提供を行います。	商工観光労政課
3	女性の再就職支援	○ 出産・育児、介護等で退職し、再就職を希望する人を対象とした能力開発に関する研修会や学習機会の情報提供を行います。	商工観光労政課

基本目標3 参画と協働による地域づくり

地域での活動も大切なワークとライフのひとつです。命にかかる防災の取組みをはじめ、様々な地域活動や社会とのかかわりを持つことで、豊かなワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。また、市民の様々な地域活動に対し、男女共同参画推進に関する働きかけなどを行い、市民の参画と協働による男女共同参画社会づくりを目指します。

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

①地域防災活動における女性参画の拡大

多様な視点からの防災対策の整備に向け、防災対策等を決定する場への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点に立った防災体制の見直しを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	多様性に応じた防災体制の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 自主防災組織等における女性の参画促進等、地域の防災対策に多様な意見が反映される環境づくりを進めます。○ 多様なニーズの違いに配慮した防災対策・災害復旧に関する広報啓発を行います。	危機管理課

②地域活動における男女共同参画の推進

市民による自発的な地域活動において男女共同参画が図られるよう、男女共同参画の視点による活動支援を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	地域における男女共同参画に関する取組みの推進	<ul style="list-style-type: none">○ 地域活動に取り組む市民活動団体への学習機会や情報提供等の支援、各種団体・グループの交流を促進し、男女共同参画に関する情報交換や活動を促進します。○ それらの団体との連携・協働による男女共同参画推進に向けた取組みを進めます。	自治振興課 生涯学習課
2	地域における男女共同参画の視点を持った子どもの育成	<ul style="list-style-type: none">○ 様々な年代・性別の子どもたちが交流を通じて、人権意識やリーダーシップを学ぶことができるよう、男女共同参画の視点を持った地域を担うリーダーの育成を図ります。	生涯学習課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
3	地域における意識づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会等における地区別懇談会や出前講座を実施し、地域における男女共同参画の意識の醸成を図ります。 ○ 実施にあたっては、新たな層が参加できるよう時間・場所、テーマ・内容等ニーズに応じた工夫を取り組みます。 	人権教育課
4	男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援を行います。 ○ 男女共同参画の活動に対する意欲、能力を持つ人材の活用を推進します。 	自治振興課

(2) 様々な分野における男女共同参画の推進

①様々な分野での男女共同参画の推進

女性が特に少ない分野における男女共同参画を推進します。また、性別にとらわれず、本人の意思を尊重した将来の選択を可能とするキャリア教育を実施します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	様々な分野での男女共同参画の推進	○ 市や県内における家族経営協定の締結の動きや農業委員、指導農業士、林業技士等の農業における女性活躍の状況等について、動向の把握及び情報発信を図ります。	農林課 農業委員会
2	多様な選択が可能なキャリア教育の推進 【再掲】	○ 性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を実施するとともに、理工系等の多様な進路選択の理解を深めるため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進めます。	学校教育課

②男女共同参画の視点を持つ活動の推進

男女共同参画を推進する団体にかかわらず、様々な分野における市民活動において、男女共同参画の視点を持つ活動があれば、積極的に連携を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男女共同参画の視点を持つ市民活動の支援	○ 様々な分野における市民の自発的な活動において、男女共同参画の視点が反映されるよう、啓発を行います。また、そのような視点を持つ市民活動を支援します。	自治振興課

基本目標4 安全安心な暮らしの実現

誰もが性別や性のあり方などによって不当な扱いや不安な思いをすることがないよう、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの防止や被害者・加害者双方に対する支援など、男女間等の暴力の防止に向けた取組みを推進します。また、困難な事情を抱える人に対する切れ目のない支援や、生涯を通じた健康づくりの取組みなどを通じ、市民の安全安心な暮らしを目指します。

（1）ジェンダーに基づく暴力の根絶

①ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する支援体制の充実

DVの防止・根絶に向け、相談体制の充実や被害者の支援、再発防止のための加害者への働きかけなどを行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	DV防止策の推進	<ul style="list-style-type: none">○ DV被害を防ぐため、DV相談窓口に関するパンフレットの設置やホームページ等での啓発を行うなど、DV相談窓口の周知を図るとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を行います。	子育て応援課 自治振興課
2	DV被害者への支援	<ul style="list-style-type: none">○ 多様化かつ複合的なものとなってきているDV相談に対応するため、女性相談員を配置して関係機関との連携を図りながら、DV被害者の保護・避難を支援します。	子育て応援課
		<ul style="list-style-type: none">○ 健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、DVに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。	健康増進課
		<ul style="list-style-type: none">○ 就労相談においてDV等に関する情報があった場合に、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。	商工観光労政課
		<ul style="list-style-type: none">○ 研修や調査を通じて県や市内における各種相談における実態の把握を行い、行政機関との連携を図ります。	自治振興課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
3	DV加害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加害者もまた、様々なトラブルを抱えている場合が考えられることから、加害者の状況を把握し、必要な援助やアドバイス、カウンセリングなどが受けられるよう関係機関につなげるなど、再発の防止を図ります。 	自治振興課 人権政策課

②ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み

DVに限らず、ジェンダー等に由来する様々な暴力の防止に向け、相談支援体制の充実や、幼いころからの人権教育の充実を推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	暴力防止による人権擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を開設し、広報や掲示板を通じて広く周知することで、重大な人権侵害であるジェンダーに基づく暴力の相談機会を充実します。 	人権政策課
2	子どもの性被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ SNS*等の利用による性被害から子どもを守るため、メディアリテラシーに関する教育を推進します。 ○ 性被害に遭わないので注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について、授業等を通じて啓発を行います。 	学校教育課
3	性被害防止に向けた啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性被害に遭わないので注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行います。 ○ 様々な機会を活用した啓発等により、性暴力については、絶対に許さないという気運の醸成を図ります。 	自治振興課

*SNS : social networking service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、人と人との交流を促進するためのインターネット上のサービスのこと。LINE (ライン)、Instagram (インスタグラム)、Facebook (フェイスブック)、Twitter (ツイッター) などがある。

(2) 困難を抱える人々への支援

① 困難を抱える人々への支援

生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭や、高齢者、障がい者等であることに加えジェンダーによる課題など、複合的に困難な状況に置かれている人などが、安心して孤立することなく暮らすことができるよう、相談支援を含む様々な支援を提供し、課題の解消を目指します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	母子・父子家庭の実情に応じた自立支援の推進	○ 母子・父子自立支援員を配置して、母子・父子家庭の実情に応じた支援を行います。	子育て応援課
2	困難を抱える人々に対する相談の充実	○ 固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へつなぎます。	健康増進課 子育て応援課 長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課
3	高齢者・障がい者等の社会的孤立の防止	○ 高齢者が、性別にとらわれず互いに助け合いながら、豊かな経験や知識、技術などを地域社会で生かし、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域活動やボランティア活動などに参加・参画するための機会・場づくりや活動を継続するための環境づくりを進めています。 ○ 障がいの特性に加え、性別にとらわれないスポーツ活動等の取組みを推進することで、障がいのある人の社会参加を推進します。	長寿福祉課 障がい福祉課

(3) 生涯を通じた健康づくり[◎]

①性の尊重と健康についての意識の醸成

性の尊重や、妊娠・出産等に関する当事者の主体性を確保するため、関連する情報の提供や教育・学習機会の提供を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	性の尊重についての理解促進	○ 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の持つ意味について、広報等を通じた周知啓発を行います。	自治振興課

②健康づくりへの支援

健康づくりの支援や、女性の妊娠・出産に対する支援、性感染症をはじめとする様々な感染症に対する正しい情報の提供・周知を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	年代に応じた健康支援の提供	○ 年代に応じた健康づくりを推進するとともに、特に女性においては、妊娠届出時の妊婦健診受診勧奨や保健指導等、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援を行います。	健康増進課
2	性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発	○ 保育園・幼稚園・幼稚園、学校において、様々な感染症に関する正しい知識を身に付けることができるよう、指導を行います。 ○ 中学校において、性感染症に関する正しい知識を身に付けることができるよう、各校の年間計画に基づき、各教科の学習や特別活動において指導を行います。 ○ 様々な感染症に対して不安を抱える妊産婦が安心して出産や育児をできるよう、寄り添った支援を行います。	幼児課 保育園・幼稚園・幼稚園 学校教育課 小学校・中学校 中学校 健康増進課

基本目標5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

市の重要な施策を決定する審議会や委員会、管理職等における男女共同参画を推進するとともに、市があらゆる施策に男女共同参画の視点が反映され、多様な視点で捉えることのできる市政を目指します。また、男女共同参画社会の実現には、全市的な取組みが欠かせないことから、市内の事業者や関連団体等との連携を強化するとともに、国際的な動向も視野に入れて、施策を推進します。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

市の審議会や委員会、また、庁内において、重要な政策・方針決定の場における女性の割合は、まだ低い部分がみられます。この現状に鑑み、審議会や委員会、市の政策決定の場などで女性の参画が進むよう、目標値を定めて計画的な取組みを推進し、取組み状況を公開していきます。

また、防災を含むあらゆる分野において男女共同参画が推進されるよう、事業者や団体等との連携強化に努め、官民協働による男女共同参画社会づくりを目指します。

①審議会や委員会への女性参画の促進

審議会や委員会において女性委員の割合が向上するよう、数値目標を定めて取組みを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	各種審議会や委員会等への女性の参画促進	○ 審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	全課 自治振興課

②庁内における男女共同参画の推進

庁内において男女共同参画の推進に努め、誰もが安心して働く職場環境づくりを目指します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○ 日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○ 意思決定の場に参画できるよう女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	全課 総務課
2	行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○ 職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意識啓発及び資質の向上を推進します。	全課 総務課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
3	男女共同参画の視点に立った職場づくり	○ 育児・介護関連の制度をまとめたハンドブック等による啓発を行い、特に男性職員の育児・介護休業や育児参画に係る特別休暇制度等を取得しやすい体制づくりを推進します。	総務課
4	安心して働くことができる職場づくり	○ セクハラ等に関する苦情処理委員会や苦情相談窓口を設置し、すべての職員が個人として尊重され、安心して働くことができる職場環境の整備を推進します。	総務課

(2) あらゆる施策への男女共同参画視点の反映

①男女共同参画の視点による防災体制の整備

万一の災害時に性別や性のあり方によって不安や不自由な思いをすることがないよう、男女共同参画の視点に立った防災体制の整備を推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	防災対策における男女共同参画の推進	○ 「栗東市地域防災計画」等の推進にあたり、多様な性のあり方に配慮した防災・避難対策を推進します。 ○ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画の拡大を図り、男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災体制を推進します。	危機管理課
2	多様な性のあり方等に配慮した避難所の整備	○ 避難所の設備・備品・運営方針等に関し、多様な性のあり方や障がい者・高齢者に配慮した整備を推進します。	危機管理課

②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映

市が実施する施策や事業については、様々な角度からその影響について考える必要があります。あらゆる施策や事業に対し、男女共同参画の視点からも考える取組みを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	あらゆる施策における男女共同参画視点の反映	○ あらゆる施策や事業に対し、性別などにかかわらず等しく便宜を提供できているかなど、男女共同参画の視点から考える取組みを推進します。	全課 自治振興課

③事業者や関係団体との連携推進

市内の事業者や団体等との連携を深め、男女共同参画推進に関する啓発などを通じて官民協働による男女共同参画社会づくりを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	事業者や団体における男女共同参画推進に対する支援	<ul style="list-style-type: none">○ 市内の事業者や団体等に対し、男女共同参画に関する情報の提供や啓発などを推進し、男女共同参画の取組みを促進します。○ 事業者が実施する女性活躍などに関する積極的な取組みの情報を収集し、他の事業者と情報共有するなど、男女共同参画の取組みの連携を推進します。	商工観光労政課 自治振興課

④国際的な取組みとの協調

男女共同参画に関する国際的な取組みと協調するため、男女共同参画をめぐる国際的な動向や、男女共同参画とも関連の深いSDGsの動向などについて、啓発を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	国際社会における男女共同参画への理解と協調	<ul style="list-style-type: none">○ 広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、国際社会における男女共同参画やSDGsの取組みについて、啓発を行います。○ 自己啓発や職場研修に役立つよう、関係機関の協力のもと、国際社会等における男女共同参画やSDGsをテーマにした図書や情報を収集し、充実を図ります。	自治振興課 図書館

第4章 関連指標

本プランの計画期間中に達成すべき数値目標を以下の通り定め、計画的に施策を推進します。

1 成果指標

基本目標	基本施策	項目	データの出典	単位	令和元年実績値	令和6年目標値
1 人権の尊重と意識の醸成	ン（1）男女共同参画意識の定着とアソシエス・バイアスの解消	人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	51.9※1	60
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対応する市民意識の割合	市民アンケート※2	%	51.9※3	70
		栗東市男女共同参画都市宣言の認知率	市民アンケート	%	42.8	60
		小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率（利用学校数/市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	100
	の性（2）理解につき促進して多様	国籍・民族などが異なる人々が相互に認め合い共に暮らすことができるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	28.3	40
2 多様な暮らし方・働き方の実現	る男女共同参画の推進（1）職場における男女共同働く場の推進☆・◎女性	職場の中でみて、どちらの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	20.4	35
		ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合	事業所アンケート※4	%	87.2	90
		管理的職業従事者に占める女性の割合	事業所アンケート	%	12.0	18
	イフ（2）バランスの推進☆・★（ワーカー）・◎ワーク・ラ	保育園の待機児童数	幼児課調べ	人	60※5	0
		延長保育している保育所数	幼児課調べ	園	12	22※6
		ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数	滋賀県調べ	社	35	40
		学童保育所の利用児童数	子育て応援課調べ	人	853※5	1,056※6
		介護を支援する制度がある事業所の割合	事業所アンケート	%	75.5	90
		男性の育児休業の取得状況	事業所アンケート	%	3.8	6
		父母ともに子育てを主体的に行っている市民の割合（就学前児童）	子ども・子育て支援ニーズ調査	%	42.6※7	50

※1 把握できる直近の数値として、実績値においては平成30年のもの

※2 単に「市民アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査をさす

※3 「その他」「不明・無回答」を含めた割合のため、33~35ページの表の数値とは一致しない（これ以降の市民アンケートの数値も同様）

※4 単に「事業所アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査をさす

※5 4月1日時点

※6 「第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画」による

※7 把握できる直近の数値として、実績値においては平成30年のもの

基本目標	基本施策	項目	データの出典	単位	令和元年実績値	令和6年目標値
方2 ・ 働き 多方 様な 方の 実現 るし	①普及と多様性の向上 ②女性のエンパワーワークの実現 ③男女の働き方の実現	栗東市における女性（25～44歳）の就業率	国勢調査	%	62.3※8	73
		女性における新規創業の実現件数	商工観光労政課調べ	件	8※9	8
		女性における新規創業の相談件数	商工観光労政課調べ	件	16	18
		セクハラを経験したことがある人の割合	市民アンケート	%	5.7	減少
地協3 域に参 りよ画 くと	①ににおける地域活動の推進 ②男女共同参画の実現	自治会長における女性の割合	自治振興課調べ	%	12.1	30
		地域活動の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	34.2	40
4 安全安心な暮らしの実現	暴力（1）に基づく根絶 （2）に基づくジェンダーの根絶	DVを経験したことがある人の割合	市民アンケート	%	5.2	減少
		健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	66.0	70
	（3）生涯を通じた健康づくり ③男女の健康の実現	小・中学校での年間指導計画に基づく性に関する指導の実施率（実施学校数／市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	100
参画のあらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	①政策・方針決定過程への女性の参画促進 ②男女共同参画の視点の反映	審議会等における女性委員の割合	自治振興課調べ	%	34.4	40
		女性委員が3割以上、7割以下の審議会等の割合	自治振興課調べ	%	44.8	70
		市男性職員の育児休業取得数（5年間延べ人数）	総務課調べ	人	1	5
		社会全体でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	11.3	18

※8 把握できる直近の数値として、実績値においては平成27年のもの

※9 「創業支援等事業計画」による支援実績創業者のうち、女性の人数

2 成果指標に大きく起因する取組み指標

項目	データの出典	単位	令和元年 実績値	令和6年 目標値
男女共同参画の講演会、セミナー等の参加延べ人数	自治振興課調べ	人	123	150
じんけんセミナー等の平均参加人数	人権政策課調べ	人	213	280
人権啓発リーダー講座、市民のつどい等の参加延べ人数	人権教育課調べ	人	624	700
障がい者団体事業、県主催スポーツ大会への参加延べ人数	障がい福祉課調べ	人	772	720
地区別懇談会への参加延べ人数	人権教育課調べ	人	2,822	3,000

第5章 推進体制

男女共同参画は、市政のあらゆる分野に関連することから、庁内はもとより、市民、市内の事業者や各種団体等とも連携した、全市的な取組みが重要となります。

また、定期的に進捗状況を確認し、必要に応じて新しい施策を実施したり、既存施策の一層の推進を図るなど、継続的な評価・検証・見直しの取組みが、計画的な推進には欠かせません。

このため、総合的・計画的に本プランの推進が図られるよう、以下のような体制で実効性を確保します。

1 庁内推進体制の充実

基本理念に基づき、あらゆる分野において男女共同参画を推進するため、庁内組織である栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会を中心に、実効性を高める工夫を凝らしながら関係部局との連携強化を図り、取組みを加速していきます。

2 市民・地域等との連携

市民自らが家庭や地域、職場等において男女共同参画社会づくりに向けた自発的な行動をとることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動を行います。また、男女共同参画に関する活動を行う団体や事業者等との連携を図りながら、施策を推進します。

3 国・滋賀県等、関係機関との連携

本プランの推進にあたり、国・滋賀県や近隣自治体との連携を図るとともに、本市からの情報発信を積極的に行います。

資料編

1 本プラン策定の経緯

年月日		実施内容
令和元 (2019) 年度	7月23日	第1回栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会 ○ 栗東市における男女共同参画に関する取組みについて ○ 令和元年度 プラン（第5版）における各課の取組みについて ○ プラン（第6版）策定について
	10月8日 ～10月23日	「男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査」実施
	10月9日	第2回栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会 ○ 市民アンケートおよび事業所アンケートについて ○ 栗東市の男女共同参画社会づくりを取り巻く状況について
	12月11日 ～12月25日	「男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」実施
	2月18日	第3回栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会 ○ 市民アンケートおよび事業所アンケートの結果等について ○ 令和元年度 プラン（第5版）における各課の取組み実績報告について
令和2 (2020) 年度	6月	栗東市男女共同参画社会づくり推進委員（意見照会） ○ 「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の男女共同参画プラン（第5版）」に関する府内検証（ヒアリングシート）実施
	7月	栗東市男女共同参画社会づくり推進委員（意見照会） ○ プラン（第6版）骨子案について
	7月31日	第1回栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会 ○ 令和2年度 プラン（第5版）における各課の取組みについて ○ プラン（第6版）骨子案について
	9月4日	第1回栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会専門部会 ○ プラン（第6版）骨子案について
	9月	栗東市男女共同参画社会づくり推進委員（意見照会） ○ プラン（第6版）素案について
	10月8日	第2回栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会 ○ プラン（第6版）素案について
	10月	栗東市男女共同参画社会づくり推進委員（意見照会） ○ プラン（第6版）素案について
	11月19日	第3回栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会 ○ プラン（第6版）素案について
	12月23日 ～1月19日	パブリックコメントの実施
	2月19日	第4回栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会 ○ プラン（第5版）における各課の目標と具体的な取組み報告について ○ プラン（第6版）最終案について

2 栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会設置規則

昭和 59 年 3 月 26 日

規則第 16 号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成に関する諸問題について検討、協議し、総合的施策の樹立とその効果的な推進に資するため、栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 協議会は、次の事項について、協議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する行政施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する課題とそれを解決するための方策に関する調査、研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に関し、必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員 17 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。
 - (1) 有識者
 - (2) 企業代表
 - (3) 関係団体代表
 - (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の運営を円滑に図るため、必要に応じて、関係機関担当職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民政策部自治振興課に置く。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

(以下、略)

3 栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会 委員名簿

特に表記がない場合、任期は令和元年7月23日～令和3年3月31日（第16期）
(敬称略、順不同)

氏名	所属団体等	備考
勝身 真理子	滋賀県理事員 滋賀県立大学男女共同参画アドバイザー	会長
今西 順子	有識者	
深田 雅治	栗東企業懇話会	
桑田 悅子	栗東市女性団体連絡協議会	副会長 (R元/7/23～R元/10/6)
藤崎 芳子		(R2/2/18～R2/3/31)
服部 よし江		(R2/4/1～R3/3/31)
清水 美由希	栗東市商工会	
宮嶋 清七	栗東市自治連合会	
杉田 聰司	栗東市農業組合長連絡協議会	(R元/7/23～R2/3/31)
山本 昭治		(R2/4/1～R3/3/31)
長谷川 すみ子	栗東市民生委員児童委員協議会連合会	
林 恵子	栗東市健康推進員連絡協議会	(R元/7/23～R2/3/31)
社納 弥生		(R2/4/1～R3/3/31)
奥村 よし子	栗東市社会教育委員の会	
守里 明義	栗東市立小中学校校長会	(R元/7/23～R2/3/31)
池田 隆		(R2/4/1～R3/3/31)
森野 公美子	きらめきRitto 実行委員会	副会長
藤田 アニコ	公募	

4 栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会設置規程

平成 15 年 6 月 20 日

訓令第 7 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現に向けて行政各部局が相互の連絡調整を密にし、共通理解のもとに効果的な企画・立案を図り、もって総合行政としての男女共同参画社会づくりを円滑に推進するため、栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会には、本部会、幹事会及び専門部会を置く。

2 本部会に、本部長、副本部長及び本部員を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長
- (3) 本部員 教育長 部長等（部長及び部長相当職にある者をいう。）

3 幹事会に、総括者、副総括者及び幹事を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総括者 幹事のうちから互選により選出される者
- (2) 副総括者 幹事のうちから互選により選出される者
- (3) 幹事 人権政策課長、総務課長、自治振興課長、危機管理課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、幼児課長、健康増進課長、子育て応援課長、農林課長、商工観光労政課長、学校教育課長、人権教育課長、生涯学習課長

4 専門部会に、部会長、副部会長及び専門部員を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 部会長 専門部員のうちから互選により選出される者
- (2) 副部会長 専門部員のうちから互選により選出される者
- (3) 専門部員 幹事が所属する課の職員より選任される者

5 本部長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

6 副本部長は、本部長を補佐するとともに、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 総括者は、所掌事務を総理し、幹事会を代表する。

8 副総括者は総括者を補佐するとともに、総括者に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

9 部会長は、所掌事務を総理し、専門部会を代表する。

10 副部会長は、部会長を補佐するとともに、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 本部会、幹事会及び専門部会は、次の事項について協議する。

(1) 本部会

- ア 男女共同参画社会づくりに係る計画の策定に関すること。
- イ 男女共同参画社会づくりに係る計画の推進に関すること。
- ウ 男女共同参画社会づくりに関する基本的かつ総合的な政策に関すること。
- エ その他男女共同参画社会づくりの推進に必要な事項に関すること。

(2) 幹事会

- ア 本部会に提出すべき案件の整理に関すること。
- イ 男女共同参画社会づくりに係る複数の所属に関する事項についての調整に関すること。

(3) 専門部会

- ア 幹事会に提出すべき案件及び資料の整理に関すること。
- イ 男女共同参画社会づくりの推進に関する資料との整備及び保管に関すること。
- ウ 男女共同参画社会づくりに関する基本方針の企画及び立案に関すること。
- エ その他協議を必要とする事項に関すること。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ、隨時開催する。

- 2 会議の招集は、本部会にあっては本部長が、幹事会にあっては総括者が、専門部会にあっては部会長が行う。
- 3 会議の議長は、本部会においては本部長が、幹事会においては総括者が、専門部会においては部会長があたる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民政策部自治振興課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日訓令第6号)

(以下、略)

5 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 23 日同第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に

政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別の取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換そ

の他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(以下略)

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

平成 13 年法律第 31 号
最終改正：令和元年法律第 46 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心。身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」、には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずることと又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行ふことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行ふことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者から

の暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行なうに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力 同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただ

し、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌惡の情を喚させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行なっていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の

住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛け著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該

命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち合うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には 理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には 理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定に

よる命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生すると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その原本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

- 第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適當と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内に補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補足

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万元以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第

十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号）抄 （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年法律第四十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日
- 三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

平成 27 年 9 月 4 日
法律第 64 号
改正 平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号
令和元年 6 月 5 日同 第 24 号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雜則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十ハ号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

□ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に、適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十

一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

第二十一条 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十二条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

- 第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

- 第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関

し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員

退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

8 用語解説

ア

●アンコンシャス・バイアス

Unconscious Bias（無意識の思い込み）のこと。男女共同参画の分野では、「男性は〇〇が得意（苦手）」「女性は〇〇が得意（苦手）」など、性別によって根拠のない決め付けをすることなどをさす。性別に限らず、職業、学歴、人種等により、人の特性や性質などを決め付けることもいう。

●SNS（エス・エヌ・エス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、人ととの交流を促進するためのインターネット上のサービスのこと。LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）などがある。

●SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「Sustainable Development Goals」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。国連加盟193か国が平成28(2016)年から令和12(2030)年までの15年間で達成するために掲げた目標で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された。17のゴール（目標）と169のターゲット（より具体的な目標）から構成されており、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。本プラン最終ページも参照。

●M字カーブ

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を折れ線グラフにしたとき、結婚・出産・子育て期にあたる年代にグラフの線（値）が低くなり、育児が落ち着いた時期に再び高くなつてアルファベットの「M」の字に近くなることからこう呼ばれる。就労する子育て世代の女性が増えると、M字カーブの谷底（労働力率が低くなった部分）は浅くなる。「労働力率」の項も参照。

●エンパワーメント

人（広義には組織や集団なども含む）が本来持っている能力や力を發揮させること。男女共同参画の分野では、「女性のエンパワーメント」として、女性が自己の能力や個性を十分に發揮できる環境を整えることなどをさす。

●家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、性別を問わず意欲を持って取り組めるようにするために、家族が話し合って農業の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について取り決めを行うこと。

●参画

ものごとの計画段階から、主体的にかかわること。「参加」より、計画の初期から自発的・主体的に深くかかわるという意味合いが強い。

●ジェンダー

生物学的な男性・女性といった性別ではなく、「男らしさ、女らしさ」など社会的・文化的に規定された性のあり方のこと。

●ジェンダー視点の主流化

すべての開発政策、施策、及び事業の計画、実施、モニタリング、評価の各段階で、ジェンダー視点に立った開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスのことであり、ジェンダー平等を達成するために必要な手段であると認識されている。

●ストーカー

特定の人に付きまとう行為（ストーキング）をする人のこと。「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）では、ストーカーに該当する行為や罰則が規定されている。

●性自認

身体的な性別にかかわらず、自分の性別をどう捉えるかという自己意識のこと。例えば身体的には女性として生まれた人が、自分の性を女性と捉えているか、男性と捉えているかといった意識のことをさす。身体的な性と性自認が一致しない人のことをトランスジェンダーという。

●性的指向

恋愛・性愛の対象が同性か異性かなどといった、個人の指向のこと。

●性別役割分担意識

個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方のこと。「性別による固定的役割分担意識」などと表現されることもある。

●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的ないやがらせ行為のこと。身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。略して「セクハラ」ということもある。妊娠や出産を理由に相手に不愉快な発言をしたり、解雇など不当な扱いをする「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」を、セクシュアル・ハラスメントに含むこともある。

●男女共同参画社会

「男女共同参画社会基本法」では男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されている。「参画」の項も参照。

●ドメスティック・バイオレンス

「Domestic Violence」のことで直訳すると「家庭内の暴力」となるが、「DV防止法」では、「配偶者や生活の本拠をともにする（または、ともにしていた）交際相手からの暴力」のこととされている。一般には恋人など親密な関係にあるパートナー間での暴力を含めることもある。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力なども含まれる。結婚していない恋人同士などカップル間での暴力を「デートDV」ということもある。

●パワー・ハラスメント

職場での上下関係など職務上の地位や、人間関係などの優位性を背景に、相手に精神的・身体的な苦痛を与えるような発言や行為のこと。略して「パワハラ」ということもある。

●ポジティブ・アクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別の機会を提供するなど、機会均等の実現を目的に行う暫定的な措置のこと。男女共同参画の分野では、女性の参画が少ない役職・職域・分野などに女性を積極的に登用する取組みなどをさす。

マ

●メディアリテラシー

テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、インターネット等のメディア（情報発信媒体）の特性や利用方法を理解し、情報の正誤や適正・不適正を正しく判断して活用する能力のこと。固定的な性別役割分担意識に基づく情報や、性差別的な情報がメディアによって発信されることがあるため、男女共同参画の分野においても、メディアリテラシーの向上が重要となる。

ラ

●リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「Reproductive Health and Rights（生殖に関する健康と権利）」。出産する子どもの人数、間隔、時期などを自由に決断できる権利や、性と生殖の健康を手に入れる権利のこと。

ワ

●ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

9 エス・ディー・ジーズ（持続可能な開発目標）について

「誰一人取り残さない」を合言葉に、令和 12（2030）年に向けて、国連加盟 193 か国で取組みが行われています。

全部で 17 のゴール（目標）のうち、男女共同参画と関連の深い 9 つを紹介します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



**栗東市 ひとが輝くパートナープラン
《栗東市男女共同参画プラン 第6版》**

**発行年月／令和3（2021）年3月
編集・発行／栗東市**

**〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13番 33号
TEL／077-551-0290 FAX／077-551-0432**